

第六十三回国会 衆議院 農林水産委員会 議録 第十号

昭和四十五年三月三十一日(火曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 丹羽 兵助君

理事 芳賀 貢君

理事 小平 忠君

理事 鹿野 彦吉君

理事 小山 長規君

理事 齋藤 邦吉君

理事 澁谷 直藏君

理事 田澤 吉郎君

理事 中尾 榮一君

理事 森下 元晴君

理事 田中 恒利君

理事 中澤 茂一君

理事 瀬野 榮次郎君

理事 合沢 榮君

理事 津川 武一君

出席政府委員

農林政務次官

農林省農政局長

農林省農地局長

建設大臣官房会

計課長

委員外の出席者

農林大臣官房企

画室長

食糧庁業務部長

通商産業省企業

局立地公署部長

地政課長

建設大臣官房公

共用地課長

建設省都市局参

事官

自治大臣官房参 立田 清土君
農林水産委員会 松任谷健太郎君
調査室長

委員の異動

三月三十一日

辞任

長谷部七郎君

同日

藤田 高敏君

補欠選任

藤田 高敏君

同日

藤田 高敏君

補欠選任

藤田 高敏君

同日

藤田 高敏君

補欠選任

藤田 高敏君

同日

藤田 高敏君

補欠選任

藤田 高敏君

同日

藤田 高敏君

補欠選任

藤田 高敏君

同日

藤田 高敏君

補欠選任

藤田 高敏君

同日

藤田 高敏君

補欠選任

藤田 高敏君

同日

藤田 高敏君

補欠選任

本日会議に付した案件

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

提出第三〇号)

○草野委員長 これより会議を開きます。

農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組

合法の一部を改正する法律案の両案を一括して議

題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は、ただいま議題になっておりま

す農地、農協法の一部改正の中で、特に農地法の

一部改正を中心しながら若干事務当局にお尋ね

をいたしたいと思います。

きょうは倉石農林大臣の出席を要請しておりま

したが、御承知のように参議院の予算委員会の関

係で御出席がないようでありますので、大臣に対

する質問の点については後刻に譲りまして、大臣

質問の前提となる法律案の内容の諸点について事

務当局から見解をお伺いしておきたいと思いま

す。

農地法の一部改正の問題に入ります前に、前々から本委員会でもいふ議論されております農地転用の問題について若干まず冒頭にお伺いをしておきたいと思ひます。

この点についてはわが党の松沢君その他各党から、例の明年度の百五十万トンの生産調整のうち、特に五十万トンについて農地転用十一万八千ヘクタールによって生産のコントロールを行なうという経緯になっておることは御承知ですが、前から倉石農林大臣は本委員会においても、この十一万八千ヘクタールの農地転用の問題については、それぞれ各省の御協力を得ていまいと鋭意進めておる、目標達成にいくと思ふというのを御答弁願つておたわけでありませうけれども、農地の問題は農林水産委員会としては基本的に重要な案件でありますので、きょうは建設、通産、自治、各省からそれぞれ担当の責任者においてを願つておりますので、それぞれの各省で進めておる状況等も承りながら本問題に対する議論をまうしたいと思います。

そこで、この農地転用の五十万トンの問題につきましては、政府は過般予算委員会の席上において、この数字の内容を御承知のように明らかにされました。すなわち十一万八千ヘクタールの一応の内訳をいたしまして、工業用地に二万ヘクタール、住宅地域用地に五万九千ヘクタール、道路等交通用地に一万五千ヘクタール、その他建物施設用地に二万四千ヘクタール、総じて十一万八千ヘ

クタールの目標を達成しよう、こういう内訳については過般予算委員会の席上で政府から明らかにされた点であります。問題は、こういう内訳が各省それぞれ担当の部面の受け持ちを推進をして、本年度目標の達成ができるかどうかという点については、率直に言つて私たちが疑念なきを得ないわけでありませう。

そこで質問の順序として、この際、この内訳に基づきまして建設省、通産省、自治省で三月末に大体第一線の取りまとめをやるということと鋭意推進をしておられると思ひますが、その間の各省の担当部面の状況について、それぞれ各省からお伺いをいたしたいと思います。順序は建設、通産、自治省、こういう順序で御答弁を願ひたいと思ひます。

○松田説明員 お答え申し上げます。

建設省の所管につきましては、ただいま実施しております土地需要緊急調査の一環といたしまして、建設省所管事業にかかります公団関係あるいは直轄事業の関係あるいは地方公共団体の補助事業、そういうふうな各事業につきまして土地需要の、特に水田あるいは農地の壊滅の実態につきま

していま調査を進めておるところでございます。関係各機関にお願いをいたしまして、三月の末を目途に調査表の取りまとめをいたしておりますが、現在のところはほとんどおおむね集まっております、各局におきまして各数字につきまして、具体的な事業計画等と関連させながら検討中でございます。早急に取りまとめたいと思つておる次第でございます。まだ数字につきましては各担当の局で集計中でございます、急いでいる段階でございますので、全体の集計につきましてはいましばらく時間をかけていただきたいと思いますのでござ

います。

○黒田説明員 五十万トンに見合います十一万八

千

千

千

千

千

千

千ヘクタールの農地の買い上げの問題に関連いたしまして、通産省といたしましては、昭和四十五年度における民間企業の農地買い上げ計画につきましてアンケート調査を実施しておるわけでございまして、現在取りまとめ中でございます。相当程度まとまると、取りまとめを一刻も早く行ないたい、このように思っております。

○立田説明員 自治省の地方団体の調査対象は、都道府県と市町村全部を対象にいたしまして、四十五年度等において地方団体がみずから取得をいたします用地につきましては、需要調査をいたしております。そしてその調査の中におきまして、その土地の内容といたしまして、農地関係あるいは宅地関係というような、地方団体が希望いたしております需要の中での土地の内容を含んだ調査をいたしております。現在のところ三月末の予定でございまして、ほとんど集まっております。ただ地方団体の数が約三千三百ぐらいございまして、その取りまとめをこれからいたす、こういう段階になっております。

○角屋委員 事務当局のいまの答弁の範囲内では、目標の達成ができるのかどうかという判断のめどが率直に立ちはたいていないわけですが、まず建設省のほうから若干伺いたいと思ひます。

御承知の農地転用の問題と関連をいたしまして、従来からも議論されてまいりました都市計画法に基づく市街化区域等の線引きの問題が、現在建設省の指導のもとに各県で進められておるわけでございますが、大体この市街化区域設定作業の進捗状況、これがどういふふうになっておるのか、これを御答弁願ひたいと思ひます。

○石川説明員 市街化区域の設定状況でございますが、市街化区域の設定につきましてはいろいろの手続があるわけでございまして、その中でやはり県の原案をつくりまして、住民に対する公聴会を持つということが一つの区切りになるかと思ひます。進捗状況につきましては、そういう意味で、公聴会が済みますと一つの山場を越えるわけ

でございますので、公聴会が済んだ県はその後の手続がございまして、大体二、三カ月で決定に至るというふうなわれわれ考えております。現在の状況でございますが、すでに決定をいたしました、今明日中に告示いたしますのが二県でございます。それからそれを含めまして、公聴会を済ませましたのが二十五県になっております。それから近く公聴会をいたすというところに予定いたしておりますのが十二県でございます。残りの県につきましては、今後さらに作業を進めてまいるといふふうな段取りになっております。

○角屋委員 私があらかじめ調べております公聴会の状況では、公聴会の開催済みの県が十六県、三月末までに開催を終る県が四県、したがってこれでは二十県、それから四月中に開催の県が十二県、五月中に開催の県が五県、六月中に開催予定の県が二県、まだ未定の県が七県、こういうふうな資料として承知しておるわけですが、いまお聞きしますと、公聴会の開催がすでに終わっておるの二十五県、こういうふうな言われておるわけですが、その間をちょっともう少し……

○石川説明員 ちょっと説明が不十分でございます。直していただきますが、すでに公聴会を終わった県が十九県でございます。それから開催日が決まっております。それから、いまだ開催日は決定しておりませんが、近く公聴会の開催を決定するといふ予定のところが十二県でございます。それからまだきまつておらないのが九県、こういうふうな内訳になっております。

○角屋委員 大体六月までに都市計画が決定されるであろうという見込みの県は二十三県程度というふうにお聞きしておるわけですが、六月時点までで大体どれぐらい終わる見込みでございませうか。

○石川説明員 大体二十三県程度は終わるのではなからうかというふうに考えております。

内にも都市化することが確実ということで線引きされることになっておる経緯もございまして、しかもこの地域には農地法の適用を除外する、同時にこの市街化区域については、大体八百八十町村分について、たんぼ、水田が十八万ヘクタール市街化区域内に存在するであろう、田畑全体を合わせますと二十九万ヘクタール程度存在するであろうということが大体推定されておるわけでありまして、今回の農地転用の場合に、建設省としてはこの十一万八千ヘクタールに関連をして、市街化区域の農地転用という問題については、農林省と協議しながらこれを積極的に進めるといふ方向でいま調査を進めておるわけですか。その間のことを伺いたいと思ひます。

○石川説明員 御指摘のとおり、現在われわれのところでは、これはこの後変わることは多分にあるかと思ひますけれども、一応推計いたしました数字は、先いまい御指摘のとおり面積になっておるわけでございまして。この中で、いまお話しございました十八万ヘクタールの水田の問題でございまして、十八万ヘクタール、これは御承知のとおり大体十年後の人口なり産業を張りつけまして、市街化区域というものを決定いたしておるわけでございまして。この中で、当然土地需要が相当あるわけでございまして、この市街化区域に含められたい農地等につきましては、できるだけ公共的な投資を先にやりながら市街化してまいりたい、こういうふうな考えまして、今後の作業を進めていくつもりでございまして。

それから、お尋ねのありました農地転用の関係でございまして、この点につきましては、先ほど公共用地課長からお答え申し上げましたとおり、できるだけこの中で転用が進められるようにしてまいりたいというところで調査いたしておるわけでございまして。

○角屋委員 特に建設省の関係で具体的に伺ひたいのは、言うまでもなく、今度の十一万八千ヘクタールの割り当てを見ましても、住宅地域用地が、その半分の五万九千ヘクタールという大量の

目標面積を持つておる。それに、道路等交通用地の関係一万五千ヘクタールを加えると、いづれにいたしましても、工場用地の、通産省関係といわば言える二万ヘクタールを除けば、主として建設省関係の消化してもらわなければならぬ面積が多い。同時に、この住宅地域の用地の五万九千ヘクタールというのは、最近の住宅事情から見ても、そういうことが可能であれば、これは望ましい面もあるわけですが、しかし、過去の住宅地域用地の実績、たとえば昭和四十四年の実績では、私の手元の資料では、住宅地域用地として水田は一万百ヘクタールというふうな承知しておるわけでありまして、そうだとすると、大体五倍以上の住宅用地を確保しなければならぬ、こういうことになるわけでありまして。しかもこれは、いわゆる水田の、作付しない、生産減に直結をする、そういう条件下において用地の取得をするということになるのでありますから、ますますよほどのことになければその実現が困難であらうというふうに思ひます。同時に、第一次住宅五カ年計画の用地面積の実績からいっても、単年度で五万九千ヘクタールの用地の取得ということがはたして目標どおりいくのかどうかという点は、率直にいつて大きな疑問なしとしないわけでありまして、その辺のところは具体的にどういふ調査の段階で実現の方向に向かうように努力されておるのですか。ことに住宅の場合は、もちろん民間の建設問題もありまして、いわゆる公的な建設と民間建設とのある程度——住宅地域用地五万九千ヘクタールの中でどういふふうな基本的な考えで処理しようとしておるのか、こういう問題も含めて御答弁を願ひたいと思ひます。

○大塚政府委員 ただいま御指摘のとおり、過去の実績に比べて、目標の五万九千ヘクタールというのは大体五倍程度に当たるわけでございまして、目標といたしましては、建設省としましては、この住宅敷地用地の中には、もちろん住宅地だけではなくて、それに伴って生ずる学校用地とかあるいはその他の商業用地とか、こういうもの

が含まれておりますけれども、この中で建設省分がどれくらいということを中心は明らかにされておりますが、いづれにしても、御指摘のとおり実績の四倍ないし六倍、これが目標値でございます。これを実施いたしますために、民間等におきましては、かつて水田等はよけて通つておつたのが、今度の農転の緩和等によって相当緩和されることと、それから従来の宅地需要の傾向等から見まして、これを誘導するということが鋭意努力するということが、たとえば公営、公団、公庫というような公共的な住宅敷地を水田のほうへ指向するというような姿勢でまいりたいと思つております。

これは目標値でございますので、それがどれくらい可能であるかということにつきましては、もうきょうで締め切りになります、建設省で各県に委託しておりますところの調査の集計を早急にまとめまして、そういうことが推計できるようにしておりますので、それから、それをまとめて、その判定を今後にまかせたいと思つております。

○角屋委員 引き続き建設省に、いまの集計の取りまとめと関連してお伺いしたいのですが、それはいつごろまでに建設省の場合はできるのですか。

○大塚政府委員 三十一日までが契約期間でございますから、本日までに各県で委託された内容を終わることになるのでございます。ただ、その後集計が若干手間どりますけれども、その集計期間が大体二十日ないし一カ月ぐらにかかるとは思つておりません。ただいまのところでは、そういう状況でございます。

○角屋委員 これは、そのたてまえとしては、水田の植えつけまでとにかく段取りを終わらなきやならぬ。ところが本省のレベルでは、とにかく第一線から上がってきた集計が月末締め切り、しかもその集計をやるのに二十日から一カ月ぐらにかかると、そうすると四月一ばい。で、本年じゅうに目標を実現するかどうかという一般論の問題ではなしに、水田の、とにかく農地転用

によつて、しかも植えつけをしない条件を水田につくるといふことも同時に加味しながらやつていくというのでありますから、先ほど来各省の状況を聞いておると、あと一カ月ないし一カ月半近くで本格的に田植え期に入っていくような、そういうのにタイアップできるのかどうかというの、率直に言つて疑問があるわけですが。

同時に、建設省のほうにお伺いをいたしたいのは、新年度の予算と関連をして、この目標達成ということになる、やはり相当先行投資的な予算が当然必要になつてくるはずであります、それらの問題については十分大蔵省その他との折衝によつてこなせるという話し合いはすでに完了しておるわけですか。

○大塚政府委員 住宅のみならず、河川、道路等の公共用地につきましては、従来から先行取得の制度を設けておりますし、また住宅につきましても次年度以降用地その他の制度がございます。これを予算で認められました範囲、これは大蔵と詰めておりますが、さらにあの目標値の中にもありますように、都道府県の起債その他のワクでもつて先行的に準備させるという方針を極力進めてまいらるべく、これは大蔵省だけでなく自治省とも相談いたしております。

○角屋委員 通産関係で若干お伺いをいたしたいのですが、先ほどの通産省のお話では、きわめて抽象的でよくわからなかつたわけですが、とにかく通産省としては、工業立地の問題について、もちろん業界との話し合いも推進をする、単にアンケートのみならず、そういう段取りもしておられると思つて、また同時にこの問題については、過般農業団体が業界との関係で農工一体の話し合いをするというふうなことを実施された経緯等もありましたけれども、そういう問題も含めて、工業用地の二万ヘクタールの実現にこの目標達成のために、具体的な話し合いの段取りとしては今日までどういふことをやつてこられたか、あるいはこれからどういふことを予定されておるか、その辺のところをもう少し具体的に話して

願いたいと思つております。

○黒田説明員 通産省といたしましては、工場用地が一応二万ヘクタールということでございます。過去の実績は大体五千ヘクタールということでございますので、四倍程度にならうかと、このように思つております。これはなかなかむずかしい問題を含んでおる、こういうことがいえるかと思つておりますけれども、私たちのほうにいたしましては、最近の社会情勢からいたしまして、土地に対する需要というものが非常に強いということ、それから過般農林省のほうでやつていただきました農地転用の大幅な緩和ということ、そういうようなことに加えて、通産省といたしましては、民間業者に対しまして農地買上げのための指導をやらさしていただいておりますけれども、この問題につきましては、農林省さんと共同で、去る三月の中旬でございますけれども、これまでなるべくしてならなかつた、いわゆる接点を見出し得なかつたところの農業サイドと工業サイドにおける対話というものを實現さしていただいたわけでございます。これは農協のトップとか、あるいは農業会議所とか、あるいは農林中金、あるいは農業サイドに加えて、工業サイドといたしましては、経団連とかあるいは日商とか、あるいは同友会とか、その他機械業界等を集めて、相互理解を深めるといふことに重点を置きつつも、農地買上げに對しまして大いにPR、指導をさしていただいた次第でございます。これは本省ペー

スの問題でございますけれども、こういう農地買上げの実績というものが目標どおりいくためには、さらに全国的な運動とする必要がございますので、各ブロックにおろしまして、そしてもちろん農林省さんと一緒にしまして、労働省さんの参加も得まして、そしてやつていきたい、このように思つております。

以上でございます。

○角屋委員 これは通産省のあなたにお伺いするのは、もう少し政治的レベルの問題も含んでおると思つて、当面金融引き締めとの関係もあつて、従来の四倍近い工業用地を取得して、とにかく工場建設その他をやつていくということを生産調整とやらんとしておるわけですが、これも、全体の経済情勢として、逆に金融の引き締め、設備投資の抑制ということと関連をして、四倍の目標達成ができるような条件が業界内部自体には非常に旺盛に存在するかと判断をしておるわけですか。その辺のところはどうなんですか。

○黒田説明員 ただいまの件でございますが、御指摘のごとく金融引き締めと、こういう事態はございまして、先ほど申し上げましたように、土地に対する需要というものが非常に強いということ、それから農転の大幅緩和ができたというところ、そういうようなところから、私たちもいたしましては、達成ということについて明るい希望を持っておるわけでございます。実際に業界の人たちの話を聞かして、そういうような意欲があるという、このように私たちは見ておる次第でございます。

○角屋委員 そこで、さっきの建設省の場合もそうですが、通産省の場合に、工業用地の第一線の需要について取りまとめ段階である。三月までに一応締めくくる。大体それがまとまるのは、通産省の場合にはどの時点でおおむね概要がまとまるのですか。

○黒田説明員 ただいま取りまとめをしておる最中でございまして、相当程度まとまつておりますので、私たちとしては、なるべくその点につきましては、二十日あるいは一カ月ぐらいたつて、そのくらい時間がかかるのではないと思つておりますけれども、先ほど御指摘のごとく、いろいろ田植えとかそういうようなことを考えてみますと、全力をあげて一刻も早くまとめるように努力をいたしたいと思つております。

○角屋委員 今度は自治省の関係にお伺いをいたしたいのですが、これは県あるいは市町村、こういうところで、今回の水田転用の目標面積達成の問題にやはり地方自治体の協力を得なければならぬということで、自治省としてもいろいろ第一線

に対して通達その他指導面でもやっておられると思うのですが、その間の具体的に今日までやってきたこと、あるいはこれからやろうとしておること、それから起債その他の問題に対する第一線への指導を具体的にどういうふうに行なっているのか、こういう点も少し具体的に話を願いたいと思います。

○立田説明員 御承知のとおり地方団体は最近特に用地取得につきまして、いろいろな用地取得を要はいたしております。そうしてその中において、またさらに公共用地等につきましては先行取得の要望が非常に強まっております。すでに現在までにたとえ地方債の面でも公共用地先行取得債が二、三年前に実は設けられた、こういう事情がございます。そこで、地方団体が用地を取得します場合は、御承知のとおり地方団体が自分で必要な土地を取得するわけでございますが、今回の措置に関連いたしまして私たちのほうにいたしましては、地方団体が土地を取得します場合に、水田等につきまして積極的に取得していただくよう実は現在まで指導をしてきておりますし、今後より一そう積極的に指導をいたしたい、そういうふうに考えております。

なお、地方団体が土地を取得いたします場合にいろいろの方法がございますが、土地開発基金制度も四十四年度から設けられておりまして、それに対して国としての財政措置も四十四年度実はいたしております。それから先ほど申し上げました地方債につきまして、公共用地の先行取得制度が設けられておりますが、これは毎年度増分はかかっておりまして、四十四年度は約二百億でございますが、四十五年度は現在二百五十五億というところで、毎年増分はかかっておりますので、こういうような各種の措置をならみ合わせまして、また地方債計画全体との関連もならみ合わせまして、この土地の取得につきまして積極的にその措置を考えていきたい、こういう状況でございます。

○角屋委員 自治省の場合は地方自治体の財源と

の関連の問題もあるのですが、土地開発基金の財源の内容あるいは地方債の問題をいまお話がございましたが、いまの目標の推進過程で、予算のワタをやはりさらにオーバして必要な場合における措置というものについては、大蔵省との話はどういうふうに進められるわけですか。

○立田説明員 まず土地開発基金のほうでございますが、先ほど四十四年度から設けられたということはすでに御承知のとおりだと思いますが、実は四十五年度につきましても現在地方交付税法の改正を提案して御審議をお願いいたすことにいたしておりますが、その場合、やはり同様に土地開発基金について相当額の増分をはかる予定で法案を提出いたしております。それから地方債につきましては、先ほど申しましたような既定の地方債計画とにらみ合わせまして、地方団体の需要に対応して弾力的にそこは考えるということで大蔵省とも話し合ひいたしております。

○角屋委員 いま建設省、通産省あるいは自治省のそれぞれの担当の責任者に当面の推進状況についてお伺いをいたしましたわけですが、それらの御答弁を通じて、在来の実績のとにかく四倍ないし五倍、あるいは五倍をこえる目標を与えられ、それを限定された期間内に達成しなければならぬ、こういう三月末時点のいまのお話のような点と関連を考へますと、十一万八千ヘクタールの目標達成ということは、言うべくしてきわめて困難な状況にあるという判断を、率直にいつてせざるを得ないわけですね。従来の実績は、水田の場合に四十四年度が二万一千七百八十八ヘクタール、これは農林省からいただいた統計調査部の資料に基づくものですけれども、これに林地その他耕地の放棄等を合わせますと二万八千五百ヘクタールという数字になるわけですが、ただいまの水田転用の直接の割りと関連をするのは、去年の実績で二万一千七百八十八ヘクタールというふうな数字をタテアップいたしましたけれども、なかなかたいへんなことなわけです。

そこで農林省の農地局長のほうにお伺いをいた

したいわけですが、私は、この大切な農民の財産である水田の転用問題というものが目標どおりいけばいいという趣旨でお尋ねをしておるわけでは必ずしもございませんけれども、政府自身がかういふ計画でやられるというこの前提に立つて、農林省の農地局としては、各省間の連絡をどう調整しながら、今後どのように水田転用の目標達成のためにやっていかれようとしておるか、この辺のところをまず農林省サイドからお伺いをいたしたい。

○中野政府委員 ただいま各省からいろいろお聞きになっておりましたような状況でございます。農林省といたしましては、五十万トンの水田転用を達成するために、まず農地転用の許可基準を水田につきまして暫定的に緩和をしたわけでありまして、いわば、農地局だけから申し上げますと、どちらかといいますと供給者側のような感じでございます。だけれども、あわせて需要者側の促進というものがされなければなりませんので、農地局だけでございますので、政府のほうでは内閣審議室を中心として、各省たびたび集まりまして現在その促進方を進めておる段階でございます。

○角屋委員 いま農地局長がお話しになりました。本委員会でも従来からも議論されてまいりました例の本年二月十九日の農林次官通達、四十五農地B第四百六十五号の「水田転用についての農地転用許可に関する暫定基準の制定について」これは御承知の暫定基準でありまして、昭和四十七年三月三十一日までに限り従来の農地転用許可基準にかえて次のような内容の暫定基準によることとしたというところで通達が出されておるわけですが、そこで農地局のほうにお伺いしたいんですけれども、例の百五十万トンに見合分として、あるいはそういうことを別にいたしまして、今日の米の生産と需要の関係のバランスというふうなことから三十五万ヘクタールの農地転用問題というふうなことがいわれてきておるわけですが、この二カ年間の暫定措置、従来からいわれてきておる三十五万ヘクタールの農地転用問題、これはどうい

う関係に農林省としては関連づけておられるわけですか。

○中野政府委員 私たちの承知しておりますのは、予算委員会の段階で農林大臣のほうから、暫定的に二年間転用基準を緩和する、一方大蔵大臣のほうから三十五万ヘクタール転用するというようなお話が出たわけでございますけれども、その後いろいろ経過がございまして、大蔵大臣のほうではそういうことを予算の段階で議論をしたというところでございまして、正式に政府としてきめましたのは、本年十一万八千ヘクタールの転用を促進したいということでございまして、これに対しては、農地転用基準を二年間緩和いたしましたのは、ことしは十一万八千ヘクタールでございますけれども、全体としてはまだもう少しやる必要があるわけでございまして、とりあえず二年ということにしたわけでございます。

○角屋委員 これは結局ことしの十一万八千ヘクタールの実績がどうなるか、私は率直に言つて半分もなかなかむずかしい条件もあるというふうに思いますが、ことしのあとの百万トン生産調整における作付転換——休耕も並行してよろしいというようにことしはなつたわけですが、農林省サイドで、ことしの実績が十一万八千ヘクタールにかりにくいものとして、来年度はどの程度の農地転用を予定せざるを得ないかということで、おおよそのめどは持っておるわけですか。

○渡辺政府委員 御承知のとおり米の生産過剰をなくするというのがねらいであります。したがって、百五十万トン程度の米については減産をするという、これは大前提でありますから、そのうち百万トンについては、御承知のとおり休耕、転作ということであります。転作がはたしてどの程度行なわれるか、農林省としてはできるだけ転作をしていただきたいということをお願いをしておりますが、これは実際のところいままにあまりやったことのないことであります。緊急非常の措置でありますから、実際何ヘクタール転作が行なわれるかというはつきりしたことは、

やってみないと正直のところわからない。そうか
といて、毎年毎年休耕の補助金を永続的に出し
ていくということも、現実の問題として私はむず
かしいであらうと思います。したがって、一方に
おいて食糧の制度を守っていくということが大切
であります。でありますから、新規の開田は抑制
をするということで、新規の開田は遠慮してもら
う一方、農地周辺等における工場あるいは道路と
いうような必要のある土地については、この際だ
からできるだけ水田の規制措置を緩和をして、こ
れを転用してもらい、その目標がとりあえず十
一万八千ヘクタールであります。

したがって、来年の目標を幾らにするのかとい
うと、その具体的な数字というものは現在申し上
げられる段階ではございませんが、いづれにいた
しましても、やはり生産過剰状態をなくすとい
うことは、これは大前提でありますから、その趣旨
に沿ってやはり農産物の問題というものは考
えなければならぬまい、かように思っている次第
であります。

○角屋委員 私が言っているのは、ことし作付転
換あるいは休耕によって百万トンの減産をはか
るということ、いま果、市町村あるいは農業団体
というところの関係方面を勧誘して鋭意推進を
しておられるわけですが、その場合に、休耕とい
うのは来年つくろうと思えばつくる条件を持った水
田である。作付転換といつても、これは永年作物
その他に別でしなくては、これは永年作物
等での露地栽培その他野菜にいたしても、単純な施設
という場合は、水田に切りかえようと思えばいつで
も切りかえられるという条件を持っているわけ
ですね。ことしの百万トンに見合う作付転換によ
って再び稲作にはカムバックしないという条件のも
の、それはいままでの各県の推進状況から見て、
二十六万四千ヘクタールのうちの大体どのくらい
のものは、水田の稲作にカムバックしないだらう
という判断をしておられるわけですか。

○渡辺政府委員 先ほども申し上げたとおり、政
府としては、できるだけ作付転換をやっていた
きたというところでありますが、これは、いまま
で前例のないことで、大げさに言えば、天照大神
以来初めての仕事であります。したがって、何
ヶタールが休耕で何ヶタールが転作になるか
というようなことについては、実際のところ、もう
少し時期を見てみないとわからないというのが正
直なところでありまして、したがって、二十六万何
ヶしという何ヶ何ヶだということを、ここでは
きりした数字を申し上げられる段階ではない、
まことに申しわけない、かように思います。

○角屋委員 これは、私の数字は計算間違いで、
二十三万二千ヘクタールということに計算上はな
ると思っております。

農林省は、指導面としては、いわゆる水田の稲
作にカムバックしないというものの面積ウェイト
を相当程度、今回の八百十四億の助成措置等を通
じて第一線には指導をおこなわれておられるわけ
です。まあ、その辺のところは、適地適産で御隨意
にという方針ですか。指導の基本はどこにあるの
ですか。

○渡辺政府委員 これは何と申しても、転作をし
ていただくまでも、別な分野で過剰生産が起き
る、こういうようなことでは、これは困るわけ
であります。したがって、これは、どういふよう
なものをどういふふうに全国一律にということ
は、短時間の間で計画がなかなか立てにくいとい
うような状態でございまして、転作を中心に指導
しておるといふことで、何ヶタールを転
作、何ヶタールを休耕というものはきめてない
わけでありまして。

○角屋委員 そういふふう聞いていますのじゃな
くて、いわゆる来年度以降、作付転換をやったそれ
ぞれの条件が、稲作に直ちにカムバックできる
という条件のものよりも、農林省としては、こ
ねがわくば稲作に再びカムバックしない、他の
作付転換というのを気持の上では望んでおる。
同時に、適地適産で現地におこなう場合も、そうい
うことを頭に描きながら、できるだけそういうもの
が協力を得られるように指導するというところで

られるのじゃないかと思っておりますが、その辺のと
ころはどうやっておこなうかということを開きたい。

○渡辺政府委員 一つは、過剰生産にならない、
一つは、いま言ったように、ことし転作しても、す
ぐ来年度に戻ってくるということでは、これは困
るわけでありまして、なるべくこれは永年作物
等への転作というものを奨励しておられるわけ
であります。

○角屋委員 渡辺さんと抽象的な往復をやつて
おつても話に……。実際は農林省というものは、も
と具体的な話をしてもらわねといかぬのですけれ
ども、やむを得ませんから、そうあれしません。
結局、いまの百万トンに見合う作付転換問題を見
ても、稲作を生産できる予備軍という条件でやは
り来年度に持ち越されるということが相当程度予
想されるわけですから、したがって、渡辺さんの
さっきの御答弁じゃないけれども、いつまでも作
付転換等の助成金を、休耕等も含めてやるのは、
それはなかなか政治的にむずかしいと言いつた
も、生産調整というものを大前提にすれば、農業
団体等も言っておる通りに、最低三カ年くらいは
そういうことをやるということにしない限りは、
実効をあげられないのじゃないか、政治的に判断
をしてみても、日本の場合は、マンスホルト提案
を言うわけじゃないけれども、来年のことをなる
べく触れたがらずに、しかもそういうことにつ
いてやはりこういふことをせざるを得ない。また先
行きの問題について、やはり十年先とは言わぬけ
れども、この数年の問題については、今度のよう
な大転換の政策を打ち出す場合には、ことしだけ
はなしに、来年も、再来年も、方針としてはこ
ういふ方針であるということを確認して、第一線
の農民の協力を要請するというのが本筋である
はずなのに、来年のことについてはなかなか言わ
ない。この基本のところは、どこに原因があるわ
けですか。その辺のところをちょっと伺いたい。

○渡辺政府委員 気持ちとしては、私も同じ
気持ちであります。しかし先ほど言ったように、こ
れは非常に緊急な、非常事態に対する非常措置で

あって、しかも、いままでに日本の農政史上例の
ないことでありますから、その成果については、
われわれは、これが成功するものという期待を
持つてやっているとあります。したがって、
この結果を見まして、どの程度の転作が行な
われたか、転作の内容は、永年作物にどの程度
いったか、そうでないものにどの程度いったか、
こういうようなものをよく確認をし、しかも、そ
れらに対する価格安定措置等も確立しながら、
来年度の問題については、この結果を見た上で具
体的な方針を立てたい、かように考えているわけ
です。私も気持ちとしては、角屋さんのお気持ち
はよくわかります。しかしながら、この席で申し
上げることは、そういうこと以上のことは申し上
げられないと存じます。

○角屋委員 これは事務当局にちよつとお伺いし
たいのですが、ことし百五十万トンの減産の大前
提を立てたいわゆる数字の積算の基礎というもの
をどこに置いておられるか。これは事務当局から
でけつこうです。

○内藤説明員 この百五十万トンの基礎につきま
して申し上げますが、長期見通しを一応私ども立
てておりますけれども、それによりまして、米の
需要というものは、その微減するのに対して、生
産は、御案内のように反収の増加によって伸びま
すので、今後生産調整をやりまぜずに作付面積を
四十三三年現在程度といたしますと、五十二年に
は生産が需要を約百万トントンの上回るというや
うな状況でございまして、それで四十三三年の米の需要の
実績が千二百二十五万トンでございまして、そう
いう需要の減退傾向を見ますと、一応需要は千二
百万トン程度、それを若干上回るかどうかという
ような程度でございまして、一方生産のほうは、平
年作ベースで考えますと、陸稲を含めまして、千
四百万トン程度の水準というふうな考えられます
ので、そういうことから、大体全体を推算いたし
ますと、米需給のギャップは、最低百五十万トン
というふうなことで減産目標を百五十万トン以
上、こういうふうな位置に置いたわけでござい
ます。

○池田政府委員　ただいま六百キログラムというお話があったわけでございますが、従来米の反収につきまして技術的に検討した結果では、六百キログラムという話は、実はないわけでございます。私どもが前に農産物の需要と生産の見通しをを検討いたしましたときに一応出ました数字が、五十二年の数字でございますが、四百四十五キロという数字でございます。これは米の反収がこししばらくの間非常に増大したわけでございますけれども、施肥の技術でございますとかあるいは品種の問題でございますとか、そういう点につきましてはいろいろな条件が重なりまして、昭和四十年ころにおきましてかなり大きな上昇があったわけでございます。今後におきましてそういうような不測の新しい条件が出てくれば別でございますけれども、従来の条件からいえば大体その程度のものではなないだろうか。四百四十五キロというのが若干控え目の数字であるという見方はあると思えますけれども、六百というのはちょっと考えにくい、こういうことでございます。

○角屋委員 たとえば産業計画會議の二十年後の農業のビジョンというふうな最近の施策を見ると、二十年後には六百キロ、現に東北その他で相当萬反収で、六百キロの地域も相当にあると私どもは承知をしておるわけです。そういう段階にいくのに全国的な水準としてどうなるかということについては、よほど検討しなければならぬと思うのですけれども、そういう前提に立つとすれば、いまの千二百萬トン前後の一応の需要量ということになれば、水田二百萬ヘクタールあればおおむねその生産はできる。そうしますと、当面の水田の面積と

後にどうなるかという問題と関連をして、単に需給のバランスをとるということだけからいくならば、水田の所要面積は総体的にはさらに減少せざるを得ないという計算が出てくると思うのですけれども、先ほど来の、当面緊急に十一万八千ヘクタールの水田転用問題、あるいは来年度以降生産調整の稲作備軍の水田と見合せて、来年の水田転用をさらにどう考えるのか、あるいは将来展望に立って水田の所要面積というのはどういうふうに考えていくのか。もちろん、これも田畑の輪換をやるとか、農業経営の方法をいろいろふうにしていけば、先ほど言ったような掛け算の数字には必ずしもならぬわけですけれども、その辺の今後の水田の運営方法というものは農政局段階では議論はしていないわけですか。先ほどの五十二年の長期見通しというもので立てた数字というものを前提として当面は考えておる、あるいはこれから先の都市の生産性の向上ということで指導していくの部面と見合った反取の上昇ということは、一応推定数字としては科学的には検討されていく意図は

ないわけですか、その辺のところをちょっとお伺いしたい。

○池田政府委員　これは若干先ほど申し上げたことの繰り返したいなことになるわけでございますが、かなりいろいろな技術者の御意見を聞き、また内部でいろいろ検討いたしました結果が、先ほど申し上げましたように、五十二年においては四百四十五キロ程度ということでございます。これは少し控え目ではないかという見方はあるかと思ひますけれども、これが非常に大幅に上昇するということとは、技術のいろいろな面を考えまし

○角屋委員 この際、生産調整のもとともの基本になりました米の在庫問題、これは食糧庁の關係になります。農業白書でも、本年の十月の段階で、の持ち越しが八百万トンという段階にいくだらうというふうなレポートとしておるわけですが、この辺の数字と、それから従来韓国あるいはパキスタン、インドネシア等々に食糧を出しておるわけですが、ことしの場合、海外に出していく話がいま進んでおる、あるいはこれから話を進める可能性が十分ある、その見込みはどういう状態にあるのか、それをお話し願いたいと思います。

○渡辺政府委員 本四十五米穀年度末の古米持越し量は、輸出の約五十万玄米トン、飼料用としての六万玄米トンの処分を行ないましても、なおかつ七百七十万玄米トンに達する見込みであります。これは前年度末の約五百五十万トンに比較して二百二十万トンの増加、こういうことになっておるわけであります。

いままでの輸出等の実績については事務当局から説明をさせます。

なお、今後も輸出の延べ払いの法律というようなものを国会に上程して、皆さんの御賛成を得て、それで輸出というものを進めていきたい。何れも五十万トンにこだわらないで、もっと見込みがつけば輸出というものも伸ばして古米の処理対策にしたい、こういうような考えを持っておるわけであります。

○中村説明員　いま政務次官から申し上げました五十万トンの輸出の見込みでございますが、これは四十五米穀年度中に一応話が固まっておるもののでございまして、内訳を申し上げますと、韓国へのは貸し付けが三十万トン、それから韓国へのKR援助として七千トン、それからインドネシアへのKR援助で三万六千トン、それからパキスタンへの

十万吨に程度古米が持ち越される。その持ち越される古米対策というのは、具体的には、新しい対策はこれとこれをさらにつけ加えてできるだけは新しいといひ、そういう検討を農林省としてされるのか、あるいはここ当分は、もっぱら在庫の増加増加をしないような生産調整力点という方針でいかれようとするのか。その辺、一方で古米在庫をききながら、他面では古米在庫の累積しないような生産調整を伴っていくという考え方だと思ふのですけれども、現に予想される古米の七百六十万トンのはき方については、何か新手の考え方をとられれる検討が進んでいるのですか。これはもうこれとして当然持ち越されていくというふうな判断のもとでやっておられますか。

○渡辺政府委員　生産过剩を起さなないというこ
とは、これは新しい古米の累積をしないということ
とでありますから、広い意味ではやはり古米対策
だといってもそれは差しつかえないかも知れませ
ん。したがって、新しい古米をつくらないとい
うことがまず第一、それが生産調整であります。

第二番目は、現在手持ちの五百六十万トンないしことしの秋には七百七十万トンあるいは八百万トンというように見込まれる分につきましては、これはいま言ったように、いつまでもかかえておるといふわけにはまいりませんから、何とかこれは始末をつけなければならぬ。一方においてはやはり消費の拡大というものはかることが先決であつて、やはり人間に食べてもらうためにつくつたお米ですから、なるべく人さまに食べてもらうというところでPRもするし、学校給食等につきましても、これは現にお米で学校給食をやる等の事、驗校等もこしらえて、そこには無料でお米を差し上げるというようにすることもやらしてありますし、今後やはりPTA等で、弁当を持ってきて、おな

ずだけは補助金をもらって給食をやるうじやないか、こういうようなところにはやはりおかずの副食物の補助金も出そう、こういうようなことで消費の拡大をはかるということがまず第一であります。

それでも、消費の拡大といっても、これにも限界がございますから、現在の膨大な数字をさばけるとは思わない。そこで考えられることは、いま言ったような輸出をして外国の方々に、人さまに食べてもらおうじやないかというように、なかで、延べ払いの輸出をするという道を開こう。しかしこれも実際問題として、二百万トンもあるいはそれ以上も始末がつくというようには考えられませんが、そこで、われわれといたしましては、とりあえず飼料にしようか。日本で千二百万トン程度のえさを使っておるわけでありますが、これは畜産振興あるいは畜産に対する需要がふえてきたというふうな観点から、年々の伸び率というものは一〇％あるいはそれよりもちょっとすくらの量が実はふえておる。したがって数年すると千五百万トンあるいはそれ以上の需要量になるであろう。だから、これは何とかひとつ古米を使えないだろうか。その大部分のえさというものは外国から輸入をしておるといのが現状でありますから、この輸入を減らすというふうな面でも効用がございします。そうかといつて、お米を相当たくさん量えさにするということは、いろいろな家畜衛生上の問題もこれであり、なかなかそう多量なものは一ぺんにするわけにいかない。それで、いろいろ検討してみた結果、大体一〇％程度の配合飼料への混入ならば、これは弊害は一つもない。むしろ見方によつてはそのほうがいいというふうな部門もある。だから一〇％程度配合飼料に混入をするというふうなことをやれば——ことし六万トン程度試験的にやってみるわけでありますが、これがうまくいくというふうになれば、続いて四十五年度におきましても飼料のほうにできるだけ回していきたい、こういうようなことを考えておるわけでありまして。

そのほか原料米、いろいろな工業用原料あるいはみそ、しょうゆというふうな問題もございします。それらにつきましても、よく慎重に検討して、古米がカビがはえて腐つてしまう、海に投棄しなければならぬ、こういうような最悪の事態になることは国家的損失でありますから、そういうふうなことにならないような対策というものを立てていくつもりであります。

○角屋委員 これは食糧庁の事務当局でけっこうですが、去年あるいはことし東南アジアに米を出して行く場合に、日本の好みと東南アジア等の原産地の好みは少し違ふというふうに出ておるわけですが、私の県からもパキスタンに米を出すときの話もちょっとあれしたのですが、日本でおもしろいおもしろいとお互いが食べている米よりも、あるいは天候の関係もあるかもしれぬが、案外ばらつとした早場式の米がむしろ喜ばれるというふうなことも等々聞くのですが、いまままで出した米の状態から見て、東南アジア等の米の好みは日本の通常の米の好みとは違つた点があります。現地からもこちらに來られていろいろ見られて、これでいいことというところで話をされるわけですが、その辺のところはどうですか。

○中村説明員 先生のおっしゃいましたように、東南アジアにおける米の嗜好というのは日本とはだいぶ違つた国が多いのでございしますが、ただ私のほうで出しました東南アジアの国というのは、いまインドネシアとパキスタンでございします。インドネシアにつきましても、こちらから出しましたものが非常に向こうの嗜好にも合うというところで好評を博しております。若干インドネシアは日本と近い嗜好を持っておるというところがわかつてまいりました。パキスタンにつきましても、従来からばさばさした米がよろしいというところと、今度の貸し付けをいたします場合には見本を送りましたのでございしますが、北海道等の粘りけの少ない米のほうに向こうでは好まれるというふうなことで、それがほしいということもいわれました。しかし、各地から出しました結果、いま

のところ向こうから、これはどうも嗜好に合わないというふうなことは聞いておりませんので、従来の嗜好とは違ふかもしれないけれども、日本タイプの米も向こうでも使用ができる、このように思っております。

○角屋委員 時間の関係で、午後にはまた引き続き質問をいたしたいと思ひます。大体農地転用、生産調整をめぐる問題は本委員会でもいろいろ議論されて、私も若干まだ基本的問題で聞きたい点もありませんけれども、あと午後から法案に関連をして質問していきたいと思ひます。区切りとして、この辺で終わっていただければたいへん幸いですと思ひます。

○草野委員長 午後一時三十分より再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時五十二分開議

○草野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の会議に引き続き質疑を続行いたします。

○角屋委員 午前中各省においてをいたして、当面の一つの大きな焦点であります米の生産調整、特に農地転用問題を中心に現状をお伺いをしてたわけですが、同時に、私自身としては、国際的にもアメリカあるいはE.E.C諸国でのオーバードラクシオン問題というのが現実起こつておりまして、そういう関係の現状等も対比しながら、生産調整問題の議論をしたいというふうにも考えておつたわけですから、主としてアメリカ関係の、従来からの余剰農産物の国としての生産調整方式という資料が、農林省のほうでまだ整備されておられませんので、それはそのままに保留をいたしたのであります。

そこで、農地法の一部改正に関連をして、さらに生産調整とも関連するわけですが、次に、土地改良長期計画の再検討問題について、若干お聞き

をいたしたいと思ひます。

御承知のとおり、土地改良法の一部改正に基づきまして、昭和四十年から四十九年までの土地改良の長期計画というものが、予算規模として、国が行ないまたは補助する事業の予算規模に二兆三千億、それに融資事業の三千億を加えて、二兆六千億としてすべり出しておるわけでありまして、問題は、最近の生産調整、特に農地転用という問題と関連をいたしました、あるいは主要農産物のこれからの生産計画等ともタイアップをいたしまして、土地改良長期計画の再検討ということがいわれておるわけでありまして、農林省として、土地改良の長期計画の再検討を、具体的にどういうふうに進めておるのか、大体いつまでにこの再検討の結果を出し得るのか。

そこで問題は、たとえば来年度の予算要求の時点、大体七、八月ごろまでというのが一応一つのめどになるわけですが、同時に、土地改良の長期計画について、たとえば本年度から新しい長期計画で始めるのか、あるいは来年度から四十九年までの、いわば土地改良の後期計画という形で当面改定をやるのか等をも含めて、最終の取りまとめの検討がすでになされておると思うのでありますけれども、その間の経緯について、まず農地局から御答弁を願いたいと思ひます。

○中野政府委員 現行の土地改良長期計画は、御承知のように、昭和三十九年の調査に基づきまして、四十年から四十九年度までというところで前半を終つたところでございします。しかしその間、御承知のように米の生産過剰問題、それから予想以上の開田ブーム、一方農産物の進行というところとがございしましたことと、御承知のように、一昨年の秋に、農林省といたしまして、農産物の長期需給見通しを改定をいたしました。こういうことを総合いたしますと、現行の土地改良長期計画ではいけないということになりました。実は四十四年度に補足調査費を四千万円計上いたしまして昨年補足調査をやつたわけでありまして、補足と申しますのは、三十八、九年度に基本的な調査をやつて

おりますので、その後の変化を織り込んだ調査をやったわけでございます。おおむねそれができたわけでございまして、予想以上の米の生産調整の必要性等が出てまいりましたこと、それからちやうど政府のほうでは新経済社会発展計画をいまだ立てております。その中で農業基盤の取り扱いということも関連をいたしまして、そういうことが見通しがつきました。昭和四十四年度は当然改定しなければならぬと考えておるわけでございまして、したがって、調査としては一応われわれ持っておりますけれども、それを計画としてどうつくっていくのかということが四十五年度の課題ではないかというふうに考えております。

それから、その際、それじゃ長期計画改定をどうするかということですが、現在の土地改良法の政令によりますと、十年計画を途中で変える場合は、残った期間内で変えるということになっております。したがって、四十五年度改定したとすれば、ちやうど前半が済んだところで、残り後半五年でございまして、五年というものはよろしかろうとわれわれは一応考えたわけでございまして、農作物の長期見通しも五十二年というところでございまして、今度の社会発展計画も五十年というところでございまして、四十九年で切った長期計画がいいのかどうかという問題もございまして、その辺は具体的に計画を立てます場合までの間にもう少し周辺の情勢は明らかにありますので、十分その辺は検討した上でできたいというふうに考えております。

○角屋委員 さらに私、土地改良の長期計画の中で特に中心は水田にありますけれども、たんぼ、畑、それから草地、こういうものが長期計画の中でどういうふうな造成その他が見込まれておったか、具体的に数字の点について説明願いたいと思っております。

○中野政府委員 現行の長期計画によりまして、農地面積は壊廃の分を必ず造成するという原則を立てまして面積は減らないという前提を置いて

おります。そこで田につきましては、昭和三十九年、三百三十九万ヘクタールでございまして、当時の壊廃の見通しは、いまから考えますと、非常に少ないわけでございまして、十三万ヘクタールの壊廃があるだろう、それを造成をしたい、その場合に未墾地から造成をいたしますものが六万ヘクタール、畑からたんぼになりますものが八万ヘクタール、逆にたんぼから畑にかわるもの一万ヘクタールを見込みまして、合計十三万ヘクタールがたんぼになるであろう、こういう計画であつたわけでございまして、畑につきましては当時三十九年、二百六十五万ヘクタールでございまして、壊廃を二十二万ヘクタール見込みました。そこで先ほど申しましたように、水田に八万ヘクタールかわりますので、造成は二十九万ヘクタールということと計画として立てたわけでございまして、それからなお草地につきましては、三十九年に十二万三千ヘクタールでございましたものを畜産の振興という観点から大幅に造成をするということで、四十万ヘクタールの造成を見込みまして、昭和五十年には五十二万三千ヘクタールというふうになつたわけでございまして、現実に先ほど局長のお話にもありましたが、長期計画の中で壊廃が十一年で十三万ヘクタール、こういうふうな想定をしたところ、この結果はどうなるかは別として、本年度だけでも良田を十一万八千ヘクタールとにかく農地転用をやり、来年度以降については、午前の議論でも明確になりましたけれども、しかし政府の考え方としては、引き続き農地転用を推進しようという考え方だと思つております。だとしますと、造成の問題は別にいたしまして、壊廃の十年間で十三万ヘクタールというのは、すでに本年度の農地転用の問題とからんで、根本的に変えてこなければならぬというふうな事態にきておるわけでございまして、したがって、そういう面から見ても、土地改良長期計画の、特に後期計画についても相当な修正を行なわなければならぬということは当然予想されるわけであります。

す。問題は、農林省として農地転用による、あるいはまた米の生産調整問題とからんでのこれから土地改良の長期計画における基本方針というものをどう考えるかという問題であります。これは水田ばかりではございせん。畑あるいは草地造成を含み、最近また新年度予算では期間労働の問題等も出てくる。あるいは農村の環境整備というふうな問題もからんでくる。したがって土地改良の後期計画あるいは将来展望としては、これから土地改良に対する基本方針というもののについて、どういうふうな考えて、具体的なプランを立てようとしておるのか、この点について事務局の考え方を聞いておきたい。

○中野政府委員 先ほどから申し上げておりますような情勢でございまして、今後の土地改良の重点といたしましては、現在われわれそういう方向で検討しておりますし、すでに四十五年度の手算にも一部そういうことを盛り込んだわけでございしますが、一つにはやはり圃場整備を重点的にやらなければならぬだろう。これはもう当然労働力の減少、機械化の促進ということからいたしまして、圃場整備を最重点的にやる必要がある。もちろん水田、畑を含めましてそういうことを考えておるわけでございまして、

それから第二番目は、生産の面あるいは流通の面から考えまして、農業あるいは農村における道路整備というのがあるわけでございまして、これを重点的に取り上げたいということを考えております。

それから第三番目は、先ほどお話がございましたように、今後の酪農あるいは肉牛その他の畜産の振興というために、自給飼料基盤を整備する必要があるというところで、この点につきましても、すでに長期見通しでも当時の土地改良長期計画を改定といひましようか、見直しにつきましては、オーバードというように考えておられます。そういう主として三重点を置きたいと考えておられますが、なおもう一つは、先ほど申し上げたとお触れになりましたように、農村の環境整備の観点から、単に農業生産という面だけでなく、農村の生活という面まで含めた環境整備という面について考えていく必要があるであろう。この点につきましても、われわれどういう手法でやたらいいかということがわかりませんので、とりあえず四十五年では農村の総合整備をいたしますための調査費を計上いたしておるという段階でございまして、

○角屋委員 水田関係では、あるいは畑も含みますけれども、圃場整備問題というのはこれからの一つの重点。従来もあつたと思ひますけれども、そこではたとえば水田の圃場整備の現状はどうかという点で、かん排の整備状況あるいは区画整理の現状、さらには先ほどお触れになりました農道等との関連の問題というふうな点について、若干簡単に伺いたいと思ひます。

最初、水田のかん排問題であります。大体水田三百四十三万ヘクタールに押えてみて、これは四十三三年八月一日の数字になりますが、用排水が完備しておるところ、あるいは一方は完備しておるけれども一方は不十分である、あるいは両方ともまだ不十分であるというふうな状況については、面積的にどういう現状にあるのか、これを簡単に答えを願ひたい。

○中野政府委員 先ほど申し上げました四十四年度補足調査をいたしました結果でございまして、用水が完備しておつて排水も完備しておるところが六十八万ヘクタール、用水は完備しておるけれども排水が不完全だというのが六十七万ヘクタール、逆に用水は不完全でありまして排水が完備しておるものが四十万ヘクタール、用水、排水とも不完備なものが百六十九万ヘクタールというふうに一応調査ではなつております。

○角屋委員 いまの補完調査の結果から出ておるところを見ましても、用排水関係の現状を見ますと、要するに用排水ともに不完全だというのは百六十九万ヘクタール、いずれか一方が欠けておる百六十九万ヘクタール近くのを除きますと、完全に

ら、単に農業生産という面だけでなく、農村の生活という面まで含めた環境整備という面について考えていく必要があるであろう。この点につきましても、われわれどういう手法でやたらいいかということがわかりませんので、とりあえず四十五年では農村の総合整備をいたしますための調査費を計上いたしておるという段階でございまして、

両方ともというのはまだ六十八万ヘクタールであります。これから排水関係については、さらに力を注がなければならぬという現状に置かれておる。

そこでこの水田の区画整理の問題でありますけれども、これはこれからさらにお聞きしたいと思いますが、機械化の問題と関連をして、少なくとも中型の機械体系というものを導入した条件の地域で考えますと、一つの区画が最低三十ヘクタール、だけれどももう少し大きいほうが機械の効率からいえばいいのでしようが、今日土地改良事業を推進してきて、なおかつ水田の区画整理の現状はどうなのか。この点、ひとつ簡単に答えを願いたいと思います。

○中野政府委員 たいだい三十ヘクタール以上が一番機械化に望ましいというお話でございましたが、われわれもそう考えております。実は水田の区画整理を、そういう大きなものにしたと考えると、昭和三十八年でございまして。それ以後は、圃場整備を急速に進めておりますけれども、昭和四十三年までにでき上がりしましたものが十五万ヘクタール、それからなお、二十ヘクタールから三十ヘクタールまでのものが十一万ヘクタールございまして、水田の一割弱というものが機械化に適するのではないかと。あとは、戦前から区画整理をやっております、いわゆる一反区画というようなものを含めると、約百万ヘクタールが一応区画整理はできておるといのが現状でござい

ます。○角屋委員 これは後ほどの機械化の問題と関連いたしますけれども、私は、三十ヘクタール以上がもう少し整備されておるとかと思いましたが、わずかに、三十八年からというお話でございまして、けれども十五万ヘクタールである。ただ先ほども指摘されましたように、三十ヘクタールから二十ヘクタール、あるいは二十ヘクタールから十ヘクタールのものをかりに含めても、その全体面積に対する比率はきわめて少ない。二十ヘクタール以上で考えても一割に満たない、こういう現状に置かれておる。これは農地法

のこれからの改正に関連する基本拡大政策というものとタイプアップすべき耕地の現状はどうかという面の判断の一つの素材になろうかと思ひますけれども、なおかつ耕地については傾斜面積別、状況等もございまして、これは省略いたします。さて、これから大いに政府自身としてやろうと考えておる農道の現状の条件はどうなっておるか、こういう点について簡潔に答えを願いたいと思ひます。

○中野政府委員 先ほど、今後重点を置きたいと申し上げましたのは、非常に農道が不完全でございまして現状は、われわれが昨年調査をいたしましたものによりますと、取りつけ道路が完備しております、そうして圃場地区内の道路も完備しております、そのほか、水田で四十七万ヘクタール、畑で十五万ヘクタールでございまして。それから取りつけ道路が完備しておりますけれどもまだ地区内は不完全だというのが、水田では百四十万ヘクタール、畑では六十九万ヘクタール、逆に取りつけ道路は不完全だけれども地区内は整備してしまつたというものが、水田で十四万ヘクタール、畑で十二万ヘクタール、それから取りつけ道路も地区内の道路も不完全だといふのが、水田では百四十三万ヘクタール、畑では百四十九万ヘクタールということになっております。

○角屋委員 例の、四十五年度から採択の広域農道これは事業費総額として三百二十四億円、そのうち四十五年度から実施の事業費がとりあえず五十六億円というふうに承知をいたしておるわけですが、このいわゆる広域農道でこれから推進をしていく農道整備と、従来、例の農免道路で整備してきたいわゆる道路整備、これのこれからの取り扱いの区別はどういうふうに考えられるわけですか。広域農道の点は採択の基準というものはもちろんあるわけですが、しかし、従来から進められておる農道の予算のスケールもある程度大きな規模で、それからこれからやろうとする広域農道の整備、この取り扱いを今後どういうふうに考えていかれるのか。

○中野政府委員 広域農道整備事業につきましても、いま御指摘のようなことで、非常に広範な地域と申しましようか、われわれ採択基準では一応千ヘクタール以上の一つの団地ということを考えておりました、その基幹農道をつくりまして、あわせてその上にライスセンターができる場合もありましよう、集荷施設ができる場合もありましよう、そういうものを乗けていきまして、広域な営農団地を育成したいというねらいがあるわけですが、先生御承知のようにこれはガソリン税を免税にしてもらうかわりでございまして、できるだけ広範な地域に配分していかねばならない性質のものであります。したがっていまして、あの制度を実施して以来毎年新規地区として二百地区以上の採択をしております。一つ

の県にいたしまして五本とか六本というようになっておりますので、やはり今後とも農免道路につきましても、その広域団地の周辺に集中するということではなくて、できるだけ広範囲な地域の道路を整備したいというふうに考えておるわけでありまして。

○角屋委員 先ほどの耕地の土地改良整備の現状と今後の土地改良の強化という点から見ますと、圃場整備にいたしましてもかん排の現状にいたしましても、あるいはまた農道の整備問題、生活環境のさらに整備等も含めて考えてまいりますと、当面土地改良の後期計画の予算というものは、従来のベースの残額でやるという考え方はなしに、もっと積極的な考え方に基づいた予算規模というものが当然必要だろうというふうに予測されるわけですが、冒頭に申し上げましたように、当初、土地改良長期計画は四十年からの十カ年計画で二兆三千億円の補助事業の融資の三千億円を含めた二兆六千億円でありましたけれども、従来産業計画会議で社会党自身が立てておる十カ年計画その他の長期計画の問題にいたしまして、基盤整備というものは相当思い切った予算を充当す

るといふことが当然必要であるという観点を持っておるわけでありまして、これらの予算のスケールの問題については、事業の内容とも関連しますけれども、当然これは残額はまかなえない、こう思ひますが、その辺のところはどう考えておられますか。

○中野政府委員 いまお話しのとおり、私いたしましても二兆六千億円で現在大体四十四年度までに半分の実績をあげておりますが、物価等も上がっておりますし、それから今後の重点事項から考えましても、とうてい残額では不可能だといふふうに思っております。もっと延ばさなければならぬと思っております。その場合に、最初に申し上げましたようにたとえ四十九年度までの残年度について計画を立てます場合も、われわれとして、はもとより長期を見通しまして、その上に立つての年度区分でやりたい、したがって、現在の長期計画よりはかなり大幅に増額をしなればならないと考えております。

○角屋委員 そこで土地改良長期計画問題については法案と関連してお聞きしたのであります。この程度にいたしたいと思ひますが、要するに戦前戦後を通じて土地改良事業というものは相当進められてきたけれども、今後の農業近代化問題、その他を含めて考えてまいりますと、さらに積極的に土地改良事業を進めなければならぬという現状かと思ひます。

この問題と関連をして機械化問題について若干お聞きしておきたいと思ひます。御承知の第二次構造改善事業というものがすべり出しているわけでありまして、従来十カ年計画でもって進められてきた農業構造改善事業、その中でも機械化の導入の問題については、過般ライスセンターの問題等については現地の実態に即し非常に適切な御質問もありましたが、要するにトラクター、コンバインその他ライスセンターにいたしまして、いろいろなそういうものを農業構造改善事業とタイプアップをして推進をしてきておるわけですが、これも、これからの日本農業の機械化の位置づけとし

持っていることが当然必要なわけでございまして、そういう点からいえば、望ましい姿としては、たとえば三十ヘクタールぐらいのまとまりを持つような受託の形にしないと、これは非常に非効率的な形でございますからまずいわけなんで、やっぱりそういうような方向で私どもは指導をいたしたいと思っておるわけでございます。それから自立経営でございまして、全部その自立経営の中で、機械を含めまして自己完結するのはなかなかむずかしいのではなからうか。でございますから、ある部分におきましては、当然その経営の中で自給機械を使いこなすということもございまずけれども、同時に大型なり中型機械との組み合わせを考えますと、一つの集団的生産組織というようなものを組み合わせていったほうが、機械の

○角屋委員　農業機械化問題というのは、これは議論としては、いづいふ議論の存するところなんです、それがそれは別といたしまして、いづれにしても農業の機械化というのは地域の事態に見合つてやはり相当導入をしてこなければならぬ趨勢になると思います。その場合に、そういうものを導入して農業経営をやると、これは個別だらうとグループ経営であらうと、そういうことをやらうとする場合に、機械の経費というものは、これは更新もやらなければならぬからやはり相当な経費になる。現に農林省は機械の導入に対しては、構造改善事業その他でも補助をやつてきておる。ただその場合に、効率的な利用というような問題も含めて、社会党の場合は機械サービステーションとかいろいろな提唱をしてきたのですけれども、そ

なければならぬ機械が、その六、七割しか稼働していないというような事例が非常に多いわけでございます。でございますから、私どもとしては、それを使いこなすような規模のいろいろな形の主体があると思いますが、そういう主体を確立いたしました、それが機械の有効利用の中心になる、こういうことが必要だと思ひます。その主体といたしましては、これもいろいろな形があると思うわけでございますが、やはり大型機械ということになってまいりますと、相当利用規模も大きくなりますから、これはたとへば農協でございますとか、あるいは場合によっては農事組合法人というような形もあると思いますが、そういうものが中心になって、そしてその下に集団的生産組織というものを構成いたしましたして、それとのタイ

アップで機械の運営をしてまいるということが一番好ましい形ではないだろうかというふうに考えているわけでございます。

ただこれはいろいろなそれぞれの農業の形なり、あるいは地方によりましていろいろな地域差がございますから、一律にそれだけがいいのであとはよろしくないという必要はございませんので、最も地方の実態に合った形でやればよろしいと思いますが、やはり大型という点からいえばそういうような形が一番考えられてしかるべき形ではないだろうかと思うわけでございます。

○角屋委員 ちよっと雑音が聞こえるので、ときにはいいと思いますけれども、継続的な雑音はもう少し慎んでもらいたいと思います。

○草野委員長 静粛に願います。

○角屋委員 どうも恐縮です。
そこで農地法の本論と直接結びつくわけでございますけれども、これからのいわゆる経営規模の拡大方式ですね。経営規模の拡大方式というものを考える場合に、政府が御提案になつて原案のままで通りました農業基本法からいけば、自立農家の育成、協業の助長という形のおお比重大で、自立農家を中心にとかく経営構造としては考えていく、これが基本法当時の考え方だったと思うので、すけれども、今度の農地法の改正等も含めて農林省自身が考えておる経営規模の拡大方向、あるいは構造政策というものを考える場合に、はたして自立農家に柱を置いて協業という、協業も種々さまざまですけれども、そういう形も補足しながらやるという考え方に基つた農地法の改正と受けとめていいのか、あるいはこれは並立状態というところまで進んできた形として受けとめていいのか、あるいは将来展望からいくなれば、これがむしろグループ農業というものが比重を大きくしているという形に理解をしていいのかという点については、私自身この農地法の改正の意図、あるいは経営構造のこれからの方式として持つていくこととする政府の考え方というものは必ずしも的確に把握できないのであります。この立法とも関連を

て、その辺のところはどういう前提に立つて考えられたのか、まずお伺いしておきたいと思ひます。

○中野政府委員 日本の将来の経営をどう思っているかという非常に重要な問題でございますけれども、先般発表いたしました「総合農政の推進について」にも出ておりますように、やはりわれわれといたしましては自立経営的な農家を中核にして育てていきたいということを考えておるわけでございますが、ただ日本農業の現状をかんみになりますと、兼業農家がもう八割近くを占めておる。これをそのまま放置はもちろんですけれども、やはりその兼業農家をも含めた協業的な組織というものをあわせて必要ではないかというふうに考えております。したがって農地法の改正の方向といたしましては、規模拡大がはかりやすいように持つていくためには、一つには個別経営としても大きくなり得るし、またごらんになりますように、農業生産法人の要件緩和、あるいは農協の経営委託等もあわせて、両々相まってそういうことを当面進める必要はあらうかというふうに考えておるわけでございます。

○角屋委員 農地局長としては農業基本法もある現状において、これは自立農家を中核にしてという考え方で御説明になられなければならぬ立場だと思ふのです。ただそういう説明は説明として問題ですけれども、しかしそれは別として改正を通じて考えておる方向、それから構造政策全体としてこれから国際競争と見合つて日本の農業の構造改善をどうしていくのかという将来展望というものをいろいろ判断をしてみると、農業基本法が当初意図したような考え方に政府自民党が将来とも立ち得るのかどうかという点が、率直にいつても疑問になるわけでありまして、また改正と関連しても、そういうことが問題として出てくる。またそういうことを考えるがゆえに、いわば自作農の所有の問題についても、いわばグループ農業のこれからの経営規模拡大あるいはそれに相当なス

ケールの機械導入というものと対比するような形で考えるあまり、上限をどうするかという問題についても要件緩和でなしに、一挙に上限を取りはずすというところまで踏み切つたという判断も成り立たぬわけではないわけでありまして、今回の経営規模の拡大方式をとにかく個別経営にして、グループ経営にしろ、進める前提として、従来から農地の流動化というものはなかなか進まな

い。それにはいろいろな社会的背景も、農民自身の背景もある。しかし何としてもそれを進めたい、進める場合には所有権の移動という形は地価の高騰問題ばかりではなしに、なかなか困難である。そこで相当な借地農業を大幅に導入しよう、こういう前提に農地法の改正自身も立つておるわけですね。借地農業というものを導入する場合に、借地農業の導入という問題は小作の問題とも関連しますけれども、これは相当長期にわたつてそういう形態が継続していくだろうという前提なのか。これはとりあえず経営規模拡大のための過渡的措置として日本農業の現状からとらざるを得ないやむを得ざる措置である、これはやはり将来は、農地法第一条がいつておるように、農地は本来耕作する農民が持つという姿に法改正を通じてでも持つていく内容を含んでいるのだ、こう判断していいのかどうかという点が、この法改正の中ではなかなか読み取りがたいのです。その辺のところはどう考えたいのですか。

○中野政府委員 今回こういう改正をいたしましたのであつたかという点までお触れになつたところでございますが、われわれといたしましてはやはり耕作者が土地を持つということは最も望ましいというふうに考えております。しかし御承知のように農業内外の情勢でありますと、なかなか現在では農家が農業をやめても土地は放さないという問題があります。それからもう一つは、地価問題から見まして、もはやこれから経営をやつていくのに、そんなに高い土地を買ふよりも借りてやつたほうが得だという農家も、また地域によつては出てきております。そういうこともあります

ので、本来ならば耕作者が土地を持つことが望ましいけれども、当面ここしばらくはやはり自作地を中心とした経営に借地的なものも入れて規模を大きくしていくことが必要ではないかというふうに考えまして、今回御提案申し上げておるわけでございます。

それじゃそれは過渡的なことであるかどうかという点になりますと、ある地域によりましては、いずれその貸した農家がほんとうに都会に出てまして、そちらの他の産業に定着いたしますと、そのうち売れるかもしれない。あるいはそれに対しては売れやすいようにまた長期融資をする必要もあらうかと思ひますが、先ほどちよっと触れましたようにかなり地価が高くなつたようになるところでは、そう高いものを買ふ必要もなかつたところでは、そういう事態もかなり出てきておりますので、それじゃ自作地プラス借地経営をいづれ全部自作地にすることがいふことにはなかなか踏み切りがたいというふうに現在ではわれわれ考えておるわけでございます。

○角屋委員 そこで七〇年代の日本農業の構造政策の実態として見て、かりに本法の改正による借地農業の導入というものをやるとして、現状の残存小作地あるいは従来からの小作の契約の面積、新しくそれらも含めて全体として、七〇年代の後半にはどれくらい借地の面積になるだろうというふうに推定をしておるわけですか。
○中野政府委員 七〇年代の後半と言われますと、結局五年あるいは十年先でございます。われわれとしましてはまことにそこまで具体的なデータも持ち合わせておりませんし、そういう見通しを的確には持つておりませんけれども、七〇年代の後半になりますと、現在でもかなり高年齢層の経営主がおりますので、そういう農家のあと継ぎの帰趨いかにいふに判断をしておりまして、その場合にそういう農家が、あるいは土地を売つて離農する、あるいは貸して出ていくという、いろいろなこと、両方あらうかと思ひますけれども、

数字的にはそれが何十万ヘクタールになるかという事は、具体的にはこうだということまで的確な計算は現在まだできておりません。

○角屋委員 私にはこれは一つの判断の問題だと思えますけれども、今度の農地法の改正がかりにこの原案のような考え方でなされるというふうな場合には、あと五年程度ですけれども、これから七〇年代の後半期には、いままでも農地法から見ても、あつた問題のある諸負担の方式が地域によつては相当広がって存在をしておるわけですが、そういふ現地の必要というか、そういうことに基つて発生をしておる条件というものはさらに広がる条件というものを待つてくるといふ感じが非常に強いわけですね。そういう場合に借地農業の将来展望をどう健全化していくのかという問題が農政上の問題としては当然残る。しかし借地農業の状態が経営規模拡大、それは相当長期にわたつてもそれ自身は問題じゃないという考え方もあるいは見解としては成り立ち得るかと思ふのです。現にヨーロッパの最近の情勢を見てみても、所有権の移転による経営規模の拡大以外に、当面の現状から見て相当借地農業を導入せざるを得ないという事は、ヨーロッパ各国でもいわれておるわけですね。その日本版を日本でも農地の流動化の非常な停滞状況から見て導入しようという考え方がこの農地法の改正でも積極的に出てきておると私は受け取つておる。問題は日本のような農業の構造の現状から見て、特に一町歩以下の農家というのが大量に存在をしておるというふうな現状から見て、将来の農業政策の構造のポイントとして、七〇年代の後半は、七〇年代以降でもそうですが、いわゆる日本農業の構造政策の中核は何か、にない手はどこかという点はまだ見きわめがたいというのが現状ですか。

○中野政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、当面われわれのことを考えました場合に、やはり日本の数百万戸の農家を対象にしていろいろものを考えますと、家族農業経営というの

がやはり中心になつてこようかと思ひます。しかし、その家族農業経営そのものが小さな規模のままで決まてよくはない。やはりその家族経営自体を大きくしていく必要があるかというふうなことを考へておられます。しかし、技術の進歩その他から考へて、それでは家族経営の範囲内だけで済むかという事になりふつにも考へられざるわけではございません。現に先ほどお触れになりましたEBCのプランによりまして、非常に大きな生産単位を考へておるようでございますが、われわれとしましては、ものによりましてはそういう自立経営的な農家がまた五戸、六戸集まつて一つの大きな生産単位をつくつていくということも必要かというふうな考へておられますけれども、先ほどから申し上げておられますように、やはり中核はそういう家族農業的なものの自立経営化、それと合わせまして協業的な大きな生産単位をつくつていくという、並列していくというふうなわれわれ考へるわけでございます。

○角屋委員 問題は従来もこの委員会でも議論されたことですが、そういう借地農業の条件というものは現実に存在をしておるし、またこの法改正いかんにかかわらず、そういうものを今後とも増大する傾向というものを一面において持っている。そこで現状の農家をみた場合に、いわば離農を志向しておる農家、離農志向農家の中でもリタイア型の農家あるいは転職型の農家、それに一方では自立経営をさらに拡大をしていくという方向を志向しておる農家、私はその中間にやうり中間層の農家が存在をしておると思ふのです。問題の議論はいわゆる離農志向農家とその他のリタイア型の農家と転職型の農家というものを、日本の農家全体から見るとどうとらえるかということが一つの問題点になるわけですね。農林省がそういう分析をしようと思ひといふいろいろな諸条件のもとで、御承知のように、現に農家は、離農農家はとにかくここ数年米八万戸単位で離農していつておるわけですね。この八万戸単位で離農しておる

農家の実態はどうであつたか。やはりリタイア型であつたかあるいは転職型であつたかという点について、具体的に調査されたことがございいますか。あるいは今後の問題についても、いわゆる転職志向型の農家というのが今日の社会的経済的いろいろな条件から見て、どれくらい存在するだろうというふうな事について、年齢構成その他いろいろな問題も含めて検討されたことがございいますか、その辺のところをお伺ひしたいと思います。

○中野政府委員 離農農家は御指摘のように大体八万戸程度あるわけでございますが、離農の動機といひますか、そういうことにつきましては調査は四十一一年に実施いたしましたことがございしますが、いまお話しございましたリタイア型あるいは転職型かはその動機をいまいろ整理をしてみます。たとえば病氣とかあるいは年をとつたとかあるいはもう家事に専念をするというふうなことは、これは明らかにリタイア型と言へると思ふわけでございますが、それに後継者がもうどうも農業をやらないというふうなものを加へまして、そういうものをリタイア型というふうに一応考へまして、調べてみますと、大体四分の一くらいがそういうものだと思います。それから転業型と申しますか転職型といひますか、そういうものに明らかに属するであらうというふうな考へられますものは、内地と北海道で非常に違つてございします。内地の場合にはやはり大体リタイア型と同じような比率、四分の一程度、それから北海道ではかなり少のうなりました。割強くらいでございます。それで調査をいたしましたときの整理のしかたにもよるわけでございますが、どちらに属するといふふうな判定はいいかよくわからない農家が実はあるわけでございます。実際にほんとうに少リタイア型の農家というのをさらに詰めて調べてみれば、もうちょっとふえるのではなからうかという感じはいたします。

○角屋委員 一方で八万戸台の離農農家が現実にはここ数年の統計から見ても、四十一一年十月から四十二年十月にかけて八万八千二百戸、これはちよつと多かつたわけですが、四十二年十二月から四十三年十二月にかけては七万三千八百戸と少し落ちておりますが、それは数字は別として、とにかく八万戸台の離農が一方において現実に進行しておる。他面においては新設農家数というのが大体六千戸台で毎年ふえておるわけですね。実態はどうなんですか。

○中野政府委員 実はちよつと手元に資料がございませんで、はつきりしたことは申し上げにくいわけでございますが、完全にいままで全く農業をやつた経験がなくて、そして新たに農業を始めるというのとは比較的小さいのではないかと。従来農業をやつた経験がございまして、何がしかの理由で農業をやめておりました者が、またそのほうの仕事をやめまして農業に復帰する、そういうような者が実態としては比較的多いのではないかとと思ひます。

○角屋委員 例の農林省の「農産物の需要と生産の長期見通し」による農家戸数というものは、四十二年の五百二十五万戸が五十二年には四百五十万戸程度に減少するだらう、また農業従事者についても六百万人程度に減少するだらうという想定を立てておるわけですが、この積算の基礎は計数値に政策的意図を含めて出された数字なのか、この数字が出た根拠はどういう考へ方に基づいておるのですか。

○内藤説明員 お答え申し上げます。長期見通しによりましては、いま先生お話しのように、農家戸数を四百五十万戸、農業就業人口が六百万人程度、こういうふうに見ておるわけでございますが、この算出方法は三十五年度から計画作成時までの傾向値で判断したわけでございます。そこに政策意図と申しますか、意図的な操作は全然行なつておりません。

○角屋委員 それでは前提になる個別経営かグループ農業かという点についても必ずしも明確なお答えを承ることができなかったわけですが、そ

これはともかくとして、さらに法案に一步近づきまして、法案の各条項に関連した重要な諸点について事務当局の考え方を聞いておきたいと思ひます。

御承知の戦後農地改革が断行されて、従来の古い戦前の日本における封建的な地主制度というものは崩壊をして、農地は耕作する農民が持つといういわゆる自作農主義に基づく農地法が第一次、第二次の農地改革以後昭和二十七年に生まれたわけですが、そこで、これは従来から議論されたことで、先ほどの議論とも関連するのですが、従来の自作農主義という考え方を、いわゆる農地法の大規模導入によるグループ農業というものを積極的に取り入れていこう、同時にまた自作農といわれるものについても、上限を今回の法改正で撤廃することによって、土地を借地農業的な要素のものを含めても経営拡大については上限をはずしてこれを認めていこうというふうな考え方と関連をして、第一条が書き改められておるわけですね。「土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し」ということで、従来の「耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護し、その他土地の農業上の利用関係を調整し」という考え方から、「土地の農業上の効率的な利用を図る」という考え方を、法改正として取り入れておるわけですね。いわば自作農主義と借地農業の大規模導入によるグループ農業の併存主義、そういうことが法改正の第一条の考え方の表現としてはこういうふうにあられてきた。いわば自作農主義の修正というものを行なわざるを得ないという前提に立つて第一条を改めた、こうなっているわけですか。

○中野政府委員 だいたいお話しのように、今回法律の目的を直しておりますけれども、先ほどもちよつと触れましたけれども、今後相当長く家族経営というのが日本の中心であろうかと思ひます。現にそういう農家、八割以上は純粋の自作農でありますし、一部小作地がある農家にいたしましても、それを足しますと、大部分それで占めて

おるわけでございます。その中へ今回のような考え方を入れてまいりまして、日本の今後の農業経営が大幅に借地農経営に変わっていくというふうなわれわれ考えておりません。しかも先ほど触れましたように、やはり耕作者が土地を持つことが望ましいわけでございますので、われわれとしては、今回のこの修正によりまして自作農主義を大幅に修正したところまでは考えてないわけでございます。

○角屋委員 自作農主義を大幅に修正したとは考えてないということは、自作農主義を相当な程度に改正せざるを得ないということについては、これは法改正の内容から見て認められているわけですか。

○中野政府委員 自作農主義にプラスいたしました、いわば自作地中心に、それに借地を若干加えて規模拡大をはかるということでございますので、いまお話しのように、われわれとしましては、これによって大幅に借地農経営に変えるというふうには考えていないわけでございます。

○角屋委員 そこで、法改正の中で、一つは第一条と関連をする農地改革の成果というもののに基づいていまままでとられてきたいわゆる農地法体制というものが、これからの構造政策との関連の中で相当程度の修正をやるかというところは、私は法改正のの中身を見れば明らかだと思うのですが、問題は、それが日本農業の発展の方向から見て正しい路線に立っておるかどうかが議論の分かれ道だと思ひます。

そこで、個別経済の場合の農地権利移動の制限の緩和と関連をして、上限面積を今度は取つたわけですね。従来農林省あるいは農林省と関連を持つたところでの農地法の検討の段階では、農地法のいわゆる上限の取つ払いという議論は比較的少なく、上限面積の緩和という方向が従来の比較強かったと私は思ふわけですね。なぜ、この別表改正によって、たとえばいまの三ヘクタール、基準になつておる点を、これはもちろん労働力の制限等がありますけれども、それをオー

バーすることは、主として農業に従事するような労働力の構成であればできることになっているわけですが、その三ヘクタールに一応上限の点を置いておつたのを一挙に取つ払いという政策的意図はどこにあるわけですか。

○中野政府委員 三ヘクタールというのをきめました段階では、当時はあるいは中農標準化というふうなこともあったかも知れません。それから当時の機械化の状況から見ましても、その辺が自分がやるにはぎりぎり一ぱいだろうといううようなことがあったかも知れません。しかしその後農業の発展から見ましても、もはや三ヘクタールで頭打ちというところは、将来の農業を考えると見ましても、少なくとも必要ないんではないかというふうな考え方をいたしました。その場合に、それじゃ三を六にしたらどうかという御議論もあるかと思ひますけれども、主産地形成と申しますように、その農業の地域分担等を考えてまいりますと、そういうことをやりましても、やはりそれは地域ごとになんかきめなければいかぬということにもなつてまいります。そうかといひまして、その後機械あるいは技術の進歩によりまして、それを順次変えていくというふうなことになるいはなるかも知れません。しかしそういうことを農地法で縛つておく必要はないんじゃないか。もしそういう必要があるとすれば、あるいは融資の条件その他について目標を定めてやるほうが望ましいのではないかとということが一つでございます。

それからもう一つは、今後のことを考えました場合には、やはりその農業をやる人がほんとうに経営をし、かつ農作業に従事し、しかも効率的な経営がやれるというところであれば、三を六にするとかあるいは九にするとか、そういう制限は必要ないのではないかと判断をしたわけですね。

○角屋委員 これは何も日本の農地法のような形において上限、下限の問題があるのではなくて、農地局長も知つておるように、先進諸国を見ても、たとえばフランスの一九六八、九年代の上限下限論争というのは国会内外を通じて非常に紛糾した

わけですね。これは農地のグラウンドというのは、そう一挙に拡大することはできないし、ことにいまの政府の方針からいくなれば、水田については縮小していかうということであつて、このグラウンドを拡大する考え方には当面立ってないわけですね。あるいはここ当分立ってないと思ひなればならぬ。そういう状況の中でいまままでとられてきた三ヘクタール、本来この三ヘクタール方式というのは現実に、たとえば五十二年の場合の自立農家の大体のめどを所得二百万円として、四ないし五ヘクタールという議論も出ていたわけですが、さらに機械化のそういう個別経営としての適正規模あたりとも関連をして考えてみれば、そういうものに見合つた別表改正というのをやはり基本にしてこのところはやるべきだろう。現実に数字を申し上げるまでもなく、日本の農家全体の中で三ヘクタール未満というふうな農家数というのは百万をこえておるし、あるいは三ヘクタールから五十ヘクタールでも九十五万台の数字があつて、要するに五十ヘクタール以下のものだけでも二百万戸をこえておるといふような現状でもあるし、これから水田の農地転用による減少傾向というものを考えてみても、いまままでとられてきた上限を取つて、資力のある者は伸ばしていかばいいという優秀な農家の構想というのは、日本農業の実態には必ずしも合わないんじゃないか。なおかつ、そういう個別経営の場合の機械等も含めた経営規模からいっても、そう簡単に大規模のものが個別経営で生まれるという条件は日本には当面ないということを考えてみても、上限を取つ払い意図というものが私は率直にいつてわからない。たとえば個別経営の場合の上限の三ヘクタールを内地の場合に五ヘクタールに別表改正でこれを基準にするということをやつて、ここ五年、十年を展望して重大な支障がくるのかどうかという点を展覧すれば、私は重大な支障がくることは必ずしも考えないという点で、そこは見解の分かれ目だといへば分かれ目だけれども、日本農業のいわゆる個別経営のここ十年くらい——大体農地法というのは三、三十年

五十年後の問題まで考えて改正をするという意図には立ってないと思う。この法改正の立案者の意図も、これはせいぜい十年くらい先の当面の構造政策の誘導と見合つた展望に前提を置いておられるのだとすれば、これは必ずしもそうはいかないというところがある。それは、この五ヘクタールというものが大量に生まれるかということになれば、それは必ずしもそうはいかないという現状等も考えてみて、ちょっと現状から飛躍する、あるいはグループ農業における制限緩和との対比において、この個別経営のほうの上限もこの際一挙に取り払って、諸外国で間々見られるような企業の経営、富農的経営というものの資力のある者については日本にもある程度存在させようというふうな例外的なものの出現を期待した上限の廃止じゃないか。これは正常に相当なものが生まれるという前提に私は立っていないと思うのです。それはどうですか。

○中野政府委員 今回上限をはずしましたのもいまだ御指摘のように、特定の例外的な、資本家的経営といましようか、そういうものを育成しようというところではございません。われわれすでにこの農地法の運用をしております、ここ五、六年を見てみても、三ヘクタールをこえて許可をとりにきているものが最近では八千から一万戸ぐらいいまいます。そういう連中が主として自家労働でやるものについて現在許可しているわけでございますけれども、そういうふうにならぬ出てきておりますので、やはり技術の進歩、機械の進歩とともに、その三ヘクタールというものを置いておいてそれがもとである、それ以上は例外だという考え方も、もう少し伸びようとする農家は伸ばしてもいいじゃないかという考え方からはずしたわけでございます。

○角屋委員 その辺のところはよく前提条件の最初のところは変わらないのです。今後ともに三ヘクタールに固定をしなければならぬとは私自身必ずしも考えない。これは三十年くらいを展望した前提に立って、別表改正としてこれを五ヘクタールに改めるといふことについて

それはだめであるというふうに私自身は考えておるわけじゃない。しかしいづれにしても、いわゆる農業のグラウンドというものは少なくとも日本においては限定されておるといふ前提に立たざるを得ない。しかも一ヘクタール未満の農家はとにかく三百八十五戸からある。大半の農家は一ヘクタール以下のところにある。それ以上の、一ヘクタール以上のところでは六十万戸ありますけれども、とにかく以下のところが大半を占めておる。そして、それならば一ヘクタール以下の者に耕地拡大の意思がないかといふは必ずしもそうはいえない。これは親が持っておった農地に子供が非常に優秀で拡大したいというものは幾らでもある。だからそういうグラウンドがきわめて限定され、また今後ある程度長期にわたって減少傾向の前提を政府自身としては持つておる。そういう中

でとにかくいままでずっとあった、国際的にもそういう点についてはいづれいふ論争のあったこの上限、下限の問題については安易に上限をはずすということは、この自作農主義に基づく従来の農地法の基本的精神、あるいは今回借地農業の導入によるグループ農業の問題というものと関連して考えてみても、土地が、グループ農業と個別農業との間で非常に激しい競争になるとは必ずしも思いませんけれども、上限を取つたわけならぬといふ、別表改正ではどうしてもいけないという根本的なこの理由というものは私には見出すことができない。これはむしろ農地局長段階ではあまり議論しておいてもあれかと思うのですけれども、私はそういう点についてはむしろこの問題については五ヘクタールというのの一つのめどとして言います。限のやはり別表改正ということであるべきものであるというふうに私自身は思っております。

同時に、この下限の制限を農地の取得前の三十分アールから取得後の五十アールに改める。これはまあ従来からの農林省内部の検討あるいは部外の農林省に関連のある検討の中でも、そういう改正についてはおおむね一致をした方向だと私は思う

のです。この場合に、問題は新しく農家になってくる、しかも土地なき農業というものの進出問題とからんで、あるいは農地法の非常に全体的な規制のゆるみとも関連をして、この新規の農業問題へ資本を相当に持たせたものが入り込むということに対するチェックというものがきちんとできるのかどうか。これは他国のことを言うわけじゃありませんが、フランスの例の一九六八年代の議論を見てみても、新規農業、土地なき農業についての制限は廃止をするという政府の提案に対して非常に猛烈な反響があつて、かえつて逆にこれが強化されたというふうなことがあるわけですね。日本の場合だって、現実に北海道から九州の果てまで見てみると、土地なき農業あるいは資本の農業への進出あるいはこれからの資本の自由化によるこの国際的な合併その他の組織をもつてする農業への進出問題があり得るのだから得ないのかという問題ともからんで、この農地法の改正問題を考へてみると、その辺の本来素朴かつ健全な農家が農業に安定的に従事できるという条件に対して非常に脅威を与えるような問題が農地法上生まれる可能性を持つていられるかどうか、あるいはその点についてはきちんと歯どめができるのかどうかという点はどうなんですか。

○中野政府委員 ただいまの問題は前からもしばしば御議論があるわけですが、現行法におきましても、農地法の政令によりまして新規の者でも三反歩以上を取得すれば農業はやれるといふことになっております。したがって、それをいろいろな事情から三反から五反に引き上げたわけでございます。ただそれではいまのように外部のほうから入り込んでくることに對して歯どめがあるかということになってくるわけでございますが、その点につきましては農地法の三条は知事なり農業委員会の許可ということにしております。その場合に、単に書類を出しただけでは、農業をやるんだというだけではもちろん許可になりません。その本人の技術なりあるいは能力といましようか、労働力の状況あるいは資本装備の状

況、そういうものを十分検討した上で許可をするということになります。しかもわれわれの運用といたしましては、新設の場合にはいわば資産保有目的でちょっとごまかしておこうというふうなことがあつては非常に困るわけでありまして、十分慎重に取り扱うようにいたしたいと考えておるわけでありまして。

○角屋委員 農業生産法人あるいは集団生産組織等のグループ農業の問題について若干お聞きしておきたいと思つておられます。農業生産法人の現状、昭和四十五年二月の時点で農林省からお出した資料を見ても、大体全国総数二千四百八十というふうに一応数字上出ておる中で有限会社は千四百六十七、相当優位を占めておる。それに農協法と関連がありまして、農事組合法人が九百八十九、合名、合資会社というものは合名が三であり、合資会社が二十一ということではごく少数で、主として農業生産法人は有限会社と農事組合法人というのがいままでの時点では大勢を占めておる。構成世帯別に見ると二千四百八十のうちで一戸一法人が千八百三十六戸あつて、これが相当大量を占めておる。あとは二戸以上の点をずつと見てみますと、以下それぞれに適當なばらつきになっておる。一戸一法人が相當な大勢を占めておるといふことなんです。業種別では米麦作と果樹と畜産のウェイトが非常に高いというのは今日の農業の現状から見てもそうなると思うのですけれども、そこでこれからの農業生産法人の指導方向から見て、いま現実に一戸一法人というものが構成上では一番大勢を占めておるわけですが、どの辺のスケールというものを農林省の指導としては適當と考へておられるのか。これは第一線の農民の創意工夫によつて本来生まれるべきものであつて、そういうものに対する適正モデルあるいはそういう方向における政策誘導あるいは政策指導というのは本来的に考えないといふのか、その辺のところは農業生産法人の今後の指導の方向としてはどう考へておられるのか、事務局段

況、そういうものを十分検討した上で許可をするということになります。しかもわれわれの運用といたしましては、新設の場合にはいわば資産保有目的でちょっとごまかしておこうというふうなことがあつては非常に困るわけでありまして、十分慎重に取り扱うようにいたしたいと考えておるわけでありまして。

階でお伺いしたいと思ひます。

○渡辺政府委員 農業法人をどの程度の規模で指導すべきかという点であります。これは非常にむずかしい問題だと私は思ひます。大体いままでいまい御指摘のように一戸一法人が非常に多いというお話がありました。これはどういふふうなところかという点もあわせて考える必要があるわけであり、家計と事業を分離しようというふうなことから一戸一法人というふうなところになっておるのではないかと。その次は、これはいままでは税法上専従者控除というふうな制度がございまして、月二万円程度の専従者控除しか認められない。ほかに出かせぎに行つても月に三万円なりあるいは場合によつては四万円取れるのに、うちで働いておつたのでは二万円しか経費は認めない。こういうことでは結局名目所得がふえて税金ばかり多くなつてしまつたが、だからこれは法人にしようということは一戸一法人ができたのだと思ひます。しかし、去年の税制改正によつて、青色申告者に対する完全給付制度、こういうものが実現をいたしました。自分の家族であつてもそれがその地域で同じような業種や規模で同じような収益をあげておる普通の中小企業の法人と同じ程度の俸給であるならば、二万円とかそういうものにこだわらないで給与として認めるというところになりましたから、青色申告をすれば会社をつくつたと同じような結果になります。したがひまして、一戸一法人というのは将来はそうふえてこないのではないか、私はこう思ふのであります。

なお法人をすすめるということについては、先ほど言つたように、一戸一法人というのはむしろ法人本来のあり方からすれば、これは奨励をすべきものでないであります。多くの人が資本なりあるいは土地なりそういうものを持ち寄つて、経営規模を拡大してやるために法人をこしらへるわけでありまして、したがつて、どの程度の規模の法人がいいのかというふうな点になつてまいります。やはりこれはその土地の地形ある

いはそういうような人の集まれるような可能性あるいは作目、こういうふうなものによつて千差万別であらうと私は思ひます。したがつて、どの程度のものが法人として適当ではないかという点については言えるのでありますが、統一的に、どの程度の規模の法人が農業には適しておりますから、こういうものをおつくりください、こういう指導は私ではできないと思ひます。

○角屋委員 私は、第一線の農民諸君の創意くふうで個別の経営をとるかグループ農業の経営をとるか、本来的にはそういうところにスタートがなければいかぬと思ひます。しかし、いやくも構造改善政策というものを農林省が一つの指導方針として以上は、そういうものが全然なくないといふことではなからう。また、いづれ当面でも、開放経済体制の中における日本農業は国際競争力を持つていこうという意欲は政府自身だつて持つておられると思ひます。そういう前提に立つて、土地の生産性の問題あるいは労働生産性の問題あるいはその他の全体的な生産性向上の問題等対比をいたして、たとえばグループ農業で農業生産法人をとる場合には、水田の場合、果樹、畜産の場合、いろいろケースによつて違つていふけれども、こういう模範的な経営等も幾多事例があつたりして、そういうことを基本に置きながら、日本の立地条件というものは北海道から九州の果てまでまるきり違つておるという状態では必ずしもないのですから、その辺のところは構造政策としての誘導方向からいけば一つの指導方針を持つて決して悪いとはいへない。それを押しつけるというのじゃなくても、その辺のところはどうなつておる。

が、御承知のとおり、法人ですから、これは二人以上のものになるということになります。ところが有限会社法では最少二名以上で会社ができることになつておるわけでありまして、株式会社だつたら発起設立が最低限でも七名以上でなければ会社にならぬといふことですから、最低は二名以上、株式会社のようないふ場合だつたら株主は無制限といふことになつております。有限会社の場合も同様で、五千人未満といふような制約が一応ありますから、法律的には二名以上、五十人未満といふことにならうかと思ひます。しかし、現実の問題として農業をやる場合において、四十人も五十人もその法人をこしらへるというふうなことは、いろいろな特殊な場合でなからうか。大体数名とかあるいは二十名程度のところでつくられるのが通常ではないかと私は思ひます。いままでの法人のできた実態を調べてみればおわかりだらうと思ひます。そうたくさんの方が加入をしておるという実態ではございませぬけれども、したがひまして農林省としては、そう大きな規模をすすめるというふうなことは考えられない。また二人あれば法人ができるのだから二人でおやりなさいといふことをすすめるわけにもまいらない。やはりそれはいろいろな条件によつて、おれたちが法人組織をつくるにやうな条件によつて、おれたちがどうだといふことになれば、法人としては適当でないであらうとあるいはこれは非常に適当であるとか、もう少し人数をふやしたらいいじゃないかと、それは資本の関係あるいは土地の面積の関係、労働力の関係、そういうふうなものと作目との関係等をにらみ合はせてケース・バイ・ケースによつて、法人としてどの程度の規模が適当か、こういうふうな指導するのが私は一番適切な指導であらう、こう思ひます。

○角屋委員 いまの政務次官の答弁は、生産法人のいわばスケールという問題については比較的消極的な見解のように承るけれども、私は何も大型の農業生産法人をやるべきだと必ずしも言つていゝわけではないのですけれども、グループ農業といふものを考える場合には、本来的には生産性その他から全体的に見て一つのスケールというものが考えられる。これは基盤整備もやらなければならぬし、機械の導入も、それと見合つてどうするかという問題ももちろんありますけれども、そういう点については、農林省のいわば政策指導というものがあつては別に差支へない。同時にいま政務次官はそう言われるけれども、今度の農業生産法人に關連する農地法の改正部分を見るに必ずしもそういう考え方に立っていないと私は思ふんです。つまり、いままでは農業生産法人については相当シビアな制限をしておつたわけですから、本来、昭和三十三年、四、五年にかけて例の一戸一法人の、税制から出た愛護その他のいゝゆる生産法人問題、国会でもあの当時からいゝゆる取り上げたわけですが、農林省はその当時、この農地法から見てある意味では非常に強い姿勢をとつてきた。そしてやはりそれを認めざるを得ないといふことで法改正がその後に行なわれた。今回の農業生産法人部分の改正では――従来の警戒的姿勢から今度はこういう法改正の制限の撤廃等を見ると、これはこれなりの存在価値といふものを構造政策上に位置づけるといふふうな判断されるような改正を行なつておると私は思ふんです。つまり、従来の農業生産法人の要件として、事業要件あるいは構成員要件、刈り入れ面積要件、議決権要件、労働力要件、利益配当要件、こういう六つの要件がいゝば規制条件としてあつたわけですが、今回の法改正では刈り入れ面積の要件についてもこれを取つておらぬ。あるいは労働力要件についてもこれを取つておらぬ。あるいは規制小作料廃止と関連して利益配当要件についても、これを取つておらぬ。いわば農地法の本来的な性格から見て、労働力問題あるいは借り入れ面積問題になるこれらの問題については、この制限を取つておらぬ。そして議決権要件については、この改正を行なう、こういう形をとつておるわけですね。いわば土地を出してもらつて、そして中核になるべきもの

のが、その土地を、いわゆる農業生産法人として全体的にやっていたら、そういう道について、借り入れ地の面積が半分をオーバーしよう、それは認めましょう、あるいは雇用労働力が半分を越えよう、それは認めようというふうな形で、さっきの答弁とは相当にニュアンスの違った、これは、もちろんそういう法改正をかりに実施した場合に、どんなふうな法改正に基づいて、少なうとも借り入れ面積要件なり労働力要件、あるいは利益配当要件という、従来のきちんとした警戒的姿勢から、ある程度存在理由を認めるとしても、相当シビアに考えてきた農業生産法人の要件というものの大半を取っ払う、こういう姿勢に変わるわけですね。同時に、農業協同組合法とも関連する農事実行組合の法人の場合も、労働力については、従来の五分の一からこれを二分の一にする、こういう形でこれも緩和する。いずれにしても、そういう条件緩和を見るときに、構造政策の中で、農業生産法人にもしかるべきポジションを与えようという、そういう意図は十分法改正では出ておると思うのです。だとすれば、この法改正で、農業生産法人の位置づけを、一定の評価をしてやるといふならば、現状の農業生産法人の状況というものを、どういふふうに向かい、そういう政策的意図は当然考えられて、それは何も強制的でも、押しつけでもない。しかし、今後の検討を待つ点もあるけれども、そういうものにやはり持つていこうという、そういう考え方に立っておるのかどうかという点が問題であるというふうには聞いておるわけです。これは農地局長のほうから……

○渡辺政府委員 この法人の問題でございますが、これは、この法律の趣旨というものは、やはり零細法人がたかさんでできるというところは、それは好ましくない趣旨だと私は思います。したがって、法人が大規模化をするというところは好ましい方向である。また法人が大規模化できるようなた

めに、いろいろな制限を取っ払っていることは事実であります。しかし大規模化といつても、どこでも、かりに三十人で三十町歩とか、あるいは二十人で二十町歩とか二十五町歩とかいうものが適当な法人規模であるというふうな指導は、先ほど言ったように、ケース・バイ・ケースだから、政府としてはできない。ただ同じような地域にあるならば、それが最もその土地を効率的に利用できて、しかも大型の農業経営が合理的にできるようにするために、法人が大きくなるならば、それは非常に好ましいことであるから、法人それ自体も大型化をすると同時に、非常に合理的な効率的な経営ができるような方向にこの農地法は改正をされていることは間違いないと思います。

○中野政府委員 いまの政務次官の御答弁で尽きておると思いますが、若干補足させていただきます。まず、今回改正いたしましたも、この法人が、農業事業とそれから土地が労働力を出した者が、やるといふ原則は守っております。それ以外の条件を非常に緩和したわけでございますけれども、これは、たとえば八郎潟の大規模稲作経営をお考えいただきました。これは六十ヘクタールを六戸でやっております。中には生産法人をつくっておるものもございます。その努力というものは、大体一戸二人として十二人、おそらく十人ぐらいでやっております。その努力といたしまして、普通の場合、考えてみますと、それだけの面積を集中するということになります。土地だけ提供する兼業的な農家が非常にふえてまいります。そういうことにも今度は対応できるようにしたわけでございます。全部をこういう法人で貫こうというところまで考えておりませんけれども、将来を見通しますと、そういうふうな機械が、あるいは技術が進歩してまいりますと、そういうふうな経営までに少数精鋭と申しませうか、そういう基幹的な労働力を中心にしてそういう法人経営ができるというところまで割り切ったわけでございます。いわば、いままでの生産法人というのは、個人の延長というふうなこと

だけで考えておったわけでございますけれども、いま政務次官がお話しになりましたように、法人経営として合理的なものがやれるということを考へておるわけでございます。

○角屋委員 政務次官、ちょっとお断わりしておきますけれども、あなたもずいぶん勉強しておられるというところは認めるわけです。しかし従来農地法は歴史的な経過もあり、そういう立法の意図というものを伺いするために、事務局に答弁を求めているというふうな理解しておいてもらいたいと思います。

そこで私は、この農業生産法人というものの先ほど来言っております六つのいわば要件を大幅に緩和するということには、やはり基本的な問題があると思う。問題は、その中で借り入れ面積要件あるいは労働力要件というものを、これからの構造政策としての農業生産法人の位置づけと発展方向ということから見てどう評価をするか。ただ、いやくも耕地は耕作する農民が持つという前提条件からいけば、この二つのうちで、少なくともやはり借り入れ面積要件というふうなものが、まるっきり廃止されてよろしいということには必ずしもならないのじゃないかというふうに思ふのです。これは先ほどの個別経営の場合の上限問題あるいは、いまの場合の労働力条件、借り入れ面積要件というものは、いわば見合形だと思ふのですけれども、借り入れ面積要件あるいは労働力要件について全く廃止してよろしいというふうには必ずしも考えない。農地法上の性格からいへば、少なくとも借り入れ面積要件というものについては、やはり一定の歯止めをするというところが健全な農業生産法人の育成あるいは発展という立場から見ても必要である。これは、法律にそういう条件がなければ指導が簡単にいくべきものでないだろう、こういうふうには私は思ふわけであって、この辺のところにも、やはり個別経営、グループ経営を通じて必要以上の条件緩和、おそれらく私の判断では、政府は、これからの貿易の自由化あるいは開放経済体制における日本の農業の

国際競争力の非常な悪条件にある点の焦燥感のあまり、農地法の改正だけが非常に可能性のむずかしい点まで先走るといふ感じが、率直に言ってしまふわけではない。それは農地法の改正として必ずしも健全な方向ではないと思う。私は、現行の農地法が、このままでびた一文も改正されないでよろしいとは思っていない。しかし、それが、必ずしも農地法の制度が、日本の農業の現実に照らして改正されるという意味ではなくて、やはり農業の発展方向に見合った農地法の改革というものが当然考えられていこうというふうに思いますけれども、しかし、それにしても、農業の基本問題である農地制度について、焦燥感のあまり必要の歯どめまで、十年くらいを展望してどうかと思ふ点まではずいといくという点には、基本的な問題があるというふうな思っているわけです。そういう点で、農業生産法人の要件緩和の問題についても、農地法という中で議論をする場合の必要最小限度の歯どめというものはやはり必要である、こう考へるわけですが、それらの点については、どう思つておられるか、お伺いしたいと思います。

○渡辺政府委員 生産法人の、たとえば借り地の制限を取っ払ったということについて、歯どめを設けるべきではないかというお話でございますが、これはこういうことを前提にして取っ払ったわけなのであります。つまり、今回小作料というものを撤廃しよう、また一方において零細な、あるいは不健全な経営の農業をやっている人で、自分の意思によつてそれ以上に収入のあるところへ就職してもいいというふうな方があれば、それらの人の土地を、だれか借りてやる借り手を見つけてやらなければならぬ。その借り手は、一つは自立経営の個人農家であるし、もう一つは、そういうふうな協業あるいは生産法人、そういうふうなところであります。したがって、零細な農業を非合理的に、非能率的にやっておる人を救う意味においても、やはり土地を受け入れる体制をこしらへる必要がある。

け負わた面積が約六千ヘクタールといふことになつておりました。そこで請負に出しました動機は、これは当然のことでございますが、労働力の不足あるいは兼業のほうにウエートを置きたい。それからもう一つは、農地法との関係もありまして、請負に出してあげばいつでも返してもらえろといふようなことが多いわけでございます。請負わした農家の大部分は、やはり兼業的な農家であります。請け負つたほうの半分以上は一ヘクタールをこえてゐるような専業的な農家が多いといふような実情になっております。

○角屋委員　結局いまのいふ第一線の農民諸君の必要に迫られて、農地法上に問題があらうとそういう手法を選ばざるを得ぬということで、請負耕作がいわば地主としておる、現に存在してき

耕作が主たるものである。農地法に於いては、
お作るということだと思つたのですけれど、今度
の法改正がかりに実施をされるとして農協に委託
経営を認めていこう。そうするとそれ以外の請負
耕作の、いま現地調査で出てきたようなものにつ
いては、これから農地法上もいわば未承認の姿
で、法とは無関係に存在するということを放置し
ておくことはできないわけですね。そこで現実
にある請負耕作の全国的な広がりを、農地法との関
連ではかりにこの法改正案が、まあ内容をどうす
るかは別としても、できた場合に、現実の請負耕
作に対する行政的な、法的な指導というのはどう
いうふうにされるおつもりですか。

○中野政府委員 請負耕作が最近非常に広がっておりますのは、その原因としますところはいろいろあるわけでございますが、農地法との関連で申しますれば、現在の農地法の賃貸借が非常に強いといいましうか、一度貸すとよほどのことでなといと返してもうえないということでございます。そのうち二つではなかなか貸しがたいということ

から、いわゆる諸凡耕作というのが発展してきておるわけですが、その中にもいろいろな形態がございます。単に作業を委託する段階、この段階ははまだ農地法との関係は出てまいりませんけれども

も、それから先に進めまして、農作業の全過程あるいは大部分を相手に請け負わせるということになりまうと、農地法との関係では請け負ったほうが耕作者になると思うのです。そうしますと、請負耕作についてそのまま放置しておくということ、逆に請け負ったほうが農地法上何ら権限のない、返せと言われればいつでも取り返されるという不安定な状況になるわけです。そこで、われわれといたしましては、先ほどお話しに出ました農協の委託につきましては、これは正規に認めるけれども、ほかのものは認めないということにしたい、そのかわりに——かわりと申しますと語弊がありますけれども、賃貸借関係につきまして、地主と小作人とのバランスをとった上で、地主から見れば貸しやすいうちに、小作のほうから見ても経営が安定してやれるというバランスをとった賃貸借関係を結ばせようということ、今度の改正案をお願いしておるわけでございまして、この法律が通りますれば、われわれといたしましては、個人間の請負というものはできるだけといいますが、これを正規の賃貸借の上に乘せて、農地法の秩序の上に立てた上でやっていきたい、またそういう面で強力な指導をしたい、こういうふうに考えております。

○角屋委員 その辺のところは、非常に指導としてもむずかしい。これは必要に応じて、こういうものが現実存在をしておるという問題があるだけにむずかしい問題だと思ひますが、次に、いまの請負耕作の発生説明の中で、小作料ないしは小作関係の問題という点の今回の改正問題で若干お伺いをしておきたいと思ひます。

今度いよいよ最高の統制小作料を廃止をする、いわば小作関係というのは相対したいの相談を前提とすると、小作料をどうとらえておるわけですか。まず、統制小作料の実施の状況、私どもの判断では、従来から長年にわたって小作関係のあったところでは、統制小作料というのは、比較的良好に守られてきておる。新規に契約関係のところでは、これがいわば非常にゆるんだ形になっておるという判断

をするわけですが、いづゆる法的に存在しておる統制小作料というものは、現実にはどういう実施状況にあったと判断をしておりますか。

○中野政府委員 御指摘のように、戦前からありました小作地、いわゆる残存小作地につきましては、これは相当程度守られておるとわれわれは判断しております。ただその場合でも、一昨々年でしたか、四倍に引き上げました前までは、あまり低過ぎて千円というのを二千円というふうなことはございまして、相当程度守られておるというふうに判断をしております。しかし三十五年あるいは最近調べました正規の賃貸借におきましては、統制小作料は守られていないほうが多いというふうに判断をしております。

○角屋委員 この統制の小作料をはずすかどうかというところは、これはなかなか議論の存するところだと思ひます。現実には請負耕作その他で小作料問題というものは、全く空洞化した一面もあるという現状を全く避けて通るわけにいかぬ要素もあると思ひますけれども、しかしこの農地法の性格から見れば、地主の側と小作の側のいづれにやはり保護の重点を置くかということになれば、従来もそうであつたし、これからやはり耕作する側のほうに重点を置くということが農地政策上正しい。これは距離ではないはずであると私は思ふので、すけれども、その辺のポイントの置きどころはどういうふうにお考えになっておりますか。

○中野政府委員 われわれも等距離といひますか、そういうふうには考えておりませんが、今度改正案の条文に小作料の標準額をつくり方を書いておられます。二十四条の二をこらういたさきましても、「通常の農業経営が行なわれたとした場合における生産量、生産物の価格、生産費等を参酌し、耕作者の経営の安定を図ることを旨」として定めなければならぬというふうに明確にしております。したがって、小作人といひますか、耕作者のほうの労賃に食ひ込むとか、そういう事態が発生しないようにという気持ちは、従来から

も、それから今後も同じように考えておるわけでございます。

○角屋委員 現実の請負耕作の場合に、調査の結果でも、受託者の取り分あるいは委託者の取り分という資料を手にしておるわけですが、それらの資料を見てみても、たとえば委託者の取り分の資料では、一万円未満、一万円から一万五千円、一万五千円から二万円、二万円から二万五千円、二万五千円から三万円、三万円以上、こういうそれぞれのランクで見ても、請負耕作の場合の委託者の取り分というのは、三万円以上の場合は一四・三%、あるいは二万円から二万五千円までは一六・一%と、大体五千元未満の現実のおおむね標準の統制小作料から見ると、相当高い現実の受託者取り分というものが出ておるわけですが、また農協の農業全面請負における稲作の委託者の取り分という資料を見てみますと、これは調査でありますから、どんなにそうであるかどうか必ずしもわかりませんが、愛知県の豊田市の農協の場合には、委託者の取り分が四十一年度実績で二万二千二百円、あるいは愛知県の野間農協の場合には四十四年度の実績で二万七千九百円、その他に滋賀、京都、島根、岡山等のいろいろな事例の数字もありますけれども、大体一万四、五千元から多いところでは二万七千円という数字も農協の全面請負による委託者の取り分として出ておるわけですが、いま農地局長御指摘になりました法改正における二十四条の二の小作料の標準額というものを、いまのその条文に基づいて、現実には上下なり、いろいろなランクで、地域で考える場合のおおよそのめどとして大体どれくらいの金額になるというふうにお考えをあらわさるのか。これはこれからの問題で、すけれども、おそれる私は現行の統制小作料の約三倍、一万五千円くらいのことと少なくとも考えに入れて、そして小作料の標準額という、二十四条の二の改正等を含めて統制小作料をはずしてという考え方ではないかと判断するわけですが、二十四条の二における「小作料の標準額」というのは現状において

では大体どの辺のめどになると考えておるわけですか。

○中野政府委員 小作料の標準額の全国平均はどれくらいなのかというふうには伺ったわけですが、すけれども、われわれといたしましては先ほど申し上げましたように、小作料をどうやってできるかといった場合に、粗収益から生産費、これも物材費、労賃を引きまして、小作に相当程度の経営者報酬というものを残した残りが地代だといふふうに考えております。そういうことで現在、いまの一萬五千元というのは水田の關係だと思ひますけれども、農林省のほうで先に大体この水準がよからうということはないかと思ひます。したがって、算定の方法についてはこまかく指示したいといふふうにお考えをしております。これは結果として出てくるのじやないかと考えております。ただ、われわれとしてもいろいろ心配がございまして、地方庁を通じて、農地の専門家を通じていろいろその辺模索しておるわけでございまして、若干の県からいろいろ出てきております。小作料の額といひます、たとえば収穫量は六七俵だと一俵半くらい、といひますと、これは一万二千円くらいになるわけですが、それから全国平均的な八俵くらいということをお考えすると、一俵半からあるいは二俵というふうな数字になっておる。平均的には一・八俵というふうな数字になっておる。十俵もとれるようなところでは大体二俵半をこえておる。そういうようなこととありますので、あるいはそういうことを全部平均しますと、角屋先生御指摘のようにならうと思ひます。

○角屋委員 要するに、結局一万五千元というふうなところのめどが現実には考えられるとするならば、従来の統制小作料から見ても少なくとも三倍程度にそれは引き上がる。この法律における従来の小作関係については十年の範囲内において云々という形と関連をして、いわば統制小作料の継続し

ておる小作料と新しい小作料の標準額と関連をして、おそれの相対的な相談による小作料、そしてそれが非常に高い場合には今回の法改正では農業委員会が勧告権を持つという形の新しい取り扱いをしようという考え方に立っておるわけですが、その問題と関連をして私お伺いしておきたいのは、いわゆる地主、小作の関係にある小作料については、この立法に基づいて法改正の場合にはやられるというところは当然でありますけれども、農業生産法人における貸し方、あるいは農協に委託経営をしておる場合の委託者の受け取り分、こういうものは小作料との関連で見ればこれは無関係ではないかと思うのです。そこで農業委員会の勧告権というものは本来地主対小作という関係だけに限定してこの立法は考へておるのか、あるいは農地法の中で正規に存在を保持しておる農業生産法人、あるいは農協の委託経営というもののこの条文と見合せて、そしていわばその守備範囲の中で行政指導を考へておられるわけですか。

○中野政府委員 農協の委託の場合にどう考へるか、あるいはあとで農政局長のほうからお話があるかと思いますが、いまの農業生産法人の場合にもいろいろな種類があると思うのです。農事組合法人の場合は、普通の場合は従事分量配当で多く分けておりますので地代で払うという分はあるいは少ないかと思ひます。しかし、今度の改正になつてまいりますと、必ずしも出資の形で、所有権を法人に移転しないで貸す場合がございします。この場合の地代の支払いということになりますと、やはりこれは個人の場合と同じように標準小作料を守つていただきたい、そういうような指導をしたいと考へております。ただ、農協の委託の場合になりますと、これは若干違ひましてむしろ組合員に対する奉仕というところから農協は必要な経費だけを取りまして、残りは全部組合員のほうに渡すというような関係がございしますものから一がい標準小作料の水準で指導するということは無理かという気がいたします。

○角屋委員 いまの農地局長の答弁と関連をして、かりに労働力不足あるいは他に行こうというふうなことで在村にせよ、今回は不在地主も認めようというところは是非はありまするけれども、その場合にとにかくそれを小作に出す、あるいは請け負いに出す、請け負いという委託に出す、あるいは生産法人に出資をする。そういう場合にいづれをセレクトするかというのはいくつか手取り分だけではきまらぬと思うのですけれども、しかし、おそれる農地法の全体的な考え方からいへば、いま言った地主対小作の関係における小作料あるいは委託の関係における委託者の取り分、あるいは生産法人における出資をしておる場合のような、そういう形における出資者の取り分というものは立法上は無関係でない。それに必要なばらつきがあつてはいけないうのがたてまえだろつと思ひます。ですから、したがつてこれは当然法改正のゆるやかな形の中では分布はある程度幅が出るだらうと思ひますけれども、指導としては、いわゆる農業委員会の勧告権というものと関連をして、やはり適当なところにおおむねその幅の範囲内におさめるといふ形は指導としてやられるのじやないですか。

○中野政府委員 小作料の標準額をきめまして勧告をいたしますのは、いま御指摘のような地主、小作人の関係の貸借についてでございますけれども、やはり御指摘のように委託をした場合あるいは出資をした場合それがあまりにも隔たりがあるやうな非常に混乱が起ると思ひますので、農政局とも相談をいたしましてその辺の具体的な指導の方向をきめてまいりたいと考へております。

○角屋委員 これは前々から条文が存在して、今回も存在しているわけですが、いわゆる小作料の場合に例の二十四条に「小作料の額が」今回は「不可抗力により」というのが入りましたけれども、「田にあつては、収穫された米の価格の二割五分、畑にあつては、収穫された主作物の価格の一割五分をこえるときは」云々というふうになつてはいるわけですが、数字は米の場合あるいは

は畑の場合に二割五分、一割五分というふうにきめられた、従来もこれはあるわけですが、歴史的な背景というものはどこにあったのですか。

○中野政府委員 この規定は、戦前のいわゆる減免債行からきておるわけでございますが、今回この「不可抗力により」というのが、今入れましたのは、従来はそうでなくて今回そうしたというところではございせん、この二十四条は現行法におきまして不可抗力によりました場合に、減収があつた場合に二割五分あるいは一割五分までまけるということが言える、こういうことだったわけですが、現在は農地法の正規の、正規のこの場合はおかしいですが、農地法の統制小作料が低過ぎる、低過ぎるというのはいかぬけれども、低過ぎるというのはいかぬけれども、ほとんどなかつたということになるわけですが、ところが今回は、この前のほうの条文にもございしますように、増減額請求権というのをも認めてきまして災害等でもまけるという規定ということで確認的にこの「不可抗力により」というのを明確にしたわけでございますが、考え方は従来と同じでございます。

○角屋委員 その考え方は自身は、私は従来とそう大きく変わつておると思ひぬのですが、ただ二十四条の二で小作料の標準額というものを新しく考へていこう、その二十四条の最初のところでは「米の価格の二割五分、畑にあつては、収穫された主作物の価格の一割五分」これは従来からも存在しておつたわけですが、これとの見合ひといふものは、一つの法律の中では全く無関係とは必ずしもいへないと思ひます。私は諸外国の、たとえば小作料等について若干見てみましても、これは農林省自身も御承知のように、たとえばフランスの場合は単位面積当たりの収量を、基準にして一〇〇%の定率ですつと定めておるんですね。これは一〇〇%ですね、それからスイスの場合は、土地収益価格の四・五%というふうな、小作料についてはやはり耕作者の立場に非常にウェー

トを置いた考え方がヨーロッパの先進諸国でも多くとられておるわけですね。ただ国によつては、たとえばイギリスとかスウェーデンとか西ドイツなんかは比較的自由主義的な性格を私は持つていふと思ひますけれども、しかしフランス、スイスをはじめ、たとえばベルギー、オランダ等のEECの加盟の諸国でも、小作料についてはやはり相当シビアな統制をやつておるわけですね。私は借地農業の相当な導入をやらなければならぬとせば詰まつた政府自身の構造政策の受けとめ方に基づいて、貸しやすいうような条件をつくるということとを考へるあまり、いわば地主と小作の關係について、従来の小作にウェーを置いた考え方から、等距離間隔の姿勢に変わらうとしておるというの、やはり今回の改正の一つのポイントになつていないのかというところが一つの問題点だと思ひます。これは単に日本が統制小作料を非常にシビアにしておるということではない。国際的に見ても、そういうことはそれぞれ農業を熱心に考へるような諸国においてはやはりそれがとられてゐる。何か農地法というものは構造政策に非常に極端になるとか、あるいはこれからの構造政策の発展に対して非常に阻害をしてゐるのだというふうなことが、しばしば農政を検討する場合にいわれ、統制小作料の問題についてもその一つのようにやり玉に上るのですけれども、やはりその指摘自身に私は、基本的な問題があるのじやないか。これは全体的な諸外国の農地制度についてとつておる考え方等も十分検討した上に立つて、なおかつ日本の農業の実態に即して、それはこう改めたらいいということであるのかどうかには私は率直に疑問があるんですね。これは諸外国から見ても、まだめどはどうだといつてお聞きしたような面からいつても、統制小作料が緩和することによつて数倍のあれになる。この影響はやはりいろいろな面に波及すると思ひます、ただい

わゆる地価の高騰問題、そういうものと、やはり小作料關係におけるところの大きなギャップという現実、日本において相當に強い状態で存在し

とおることは私も否定しませんが、だからといって、農業に専念しようとするものが経営にやはり相当な影響を及ぼすような小作料のきめ方というものはやはり基本的な問題がある。その辺のところは立法上、今回の統制小作料の廃止と関連をどう考えられておるのか、もう一度ひとつ明確にしたい。

○中野政府委員 ただいまのお尋ねは、なぜこの段階で小作料の統制撤廃をやったかということになるかと思いますが、基本的には農業内外の事情から見まして、現在小作料をはずしても、新しい契約からでございますけれども、借りるほうの労賃を不当に評価してまで借りないのではなにか。それならむしろ外で働いたほうが得たということになるわけでございまして、おのずからそこ小作としての経営者報酬まで確保した分を自分で所得として得られるという前提があるというふうになります。先に判断したわけでござい

それからもう一つは、昔のように地主と小作人の対立ということではなくて、貸すほうがどちらかといえば第二種兼業的な農家が多い。いわばそれにしても農家でございまして、農家同士の貸し借りであるから、これはやはり相対で話し合いをしていただいようではないかという判断をしたわけでございまして。しかし強制をするわけではございませんけれども、やはり指導といたしましては、先ほども御答弁申し上げましたように、小作料というものの考え方は、粗収益からあらゆる経費を引いて、かつ経営者報酬も確保した上の残りが地代であるという考え方を貫きたいというふうに思っております。

いま二十四条との関係でヨーロッパ等のお話がございますけれども、この点につきましてはわれわれ議論したわけでございまして、二割五分そのままにしたかどうか二割五分までいってしまふのではないかと。そうしますと場所によりましては、とてもそれでは困るというようなことがあり

まして、二割五分では高いような気もしたわけでございまして。現に先ほど御質問がありましてお答えしましたように、一万五千円ないし二万円水準というものは、粗収益から見てもまだ二割五分に達していないようにも思われます。そこで議論の過程では、これを最高にしてはどうかという気持ちもあつたわけでございまして、やはりいま私が申し上げましたような指導を強力にやって、おのずから落ちつかせるところに落ちつかせたいというところを考えたわけでございまして。

それからもう一つ補足させていただきますと、フランスのように定率でかつ物納ということでございますけれども、われわれのほうとしましては、やはり戦前ありました物納ということとは望ましくないという考えから、定額金納制は貫くべきであるというところを考えたものでございまして、二割五分を最高というところにいたさなかつたわけでございます。

○角屋委員 私は二十四条の例の二割五分、一割五分というのを、その範囲内ということにしようという考え方の方で言っておるわけではない。要するに小作料の標準を定めるその条文と同じ条文の中で、最初と二十四条の二に分かれるけれども、とにかく従来の法律がそのまま存在をしておる。この相互関係をどう理解したらいいのかというところが先ほど来の質問になるわけですが、それはその程度にいたしたいと思っております。

そういう小作問題と関連をして、例の第六条と第七条関係の問題ですね。この点についても若干お伺いしておきたいと思っております。

第六条の関係は、「所有できない小作地」ということで、第六条第一項第二号のところ、在村の小作地の保有面積は一応一ヘクタールというところ、従来の法律であったのをそのまま受けた条文が現実に残されておる。ところが第六条の第六項のところ、「第一項の規定の適用については、次条第一項第二号から第十六号までに掲げる小作地の面積は、その所有者の所有面積に算入しない。」という形で、第七条にもそれを受けて、

「所有制限の例外」というところで、第七条の第一項、議論の多いいわゆる不在地主というものを新しく今度は認めよう、それは本人のみならずその一般承継人までそれを拡大して認めようという第七條第一項第一号の新しい不在地主の容認、それ以外の第二号から第十六号まで、これは農業生産法人の問題や、あるいは農業協同組合の問題や、あるいは信託事業に伴う農業協同組合の問題や、あるいは新たに農地保有合理化促進事業の実施に当たる法人との関連の小作地の問題や、そういうことで第七條の第一項の第二号から第十六号までの点については、保有の小作面積の例外にしておるわけですね。これは従来からも本委員会でも議論されたように、たとえば三町なり五町なりものを、この二号から第十六号までの関係のものにこれを入れておけば、第六條の在村でいっておる小作地の保有からはずされるし、あるいは不在地主として外へ出ていく一ヘクタールからはずされる。外へ出ていくのに、在村であろうと不在であろうと、二号から第十六号までについては除外であるというふうな形になると、私はここ五年や七八年のうちに古い地主制度的なものが再び台頭するといふふうにはわかに考えないけれども、この改正がこのまま実施をされ、そしてこれが十年、十五年、二十年からそのままだに存在し得るとしたならば、こういう所有制限の例外として認められておるこれらの活用によって、在村であれ、不在であれ、相当な小作地を出してそれで地代その他をかせぐことができる。しかも統制小作料はゆるむのであるという問題をそのままに改正として認めていいのかどうかという点が、やはり基本的な問題である。それは農地法の第一條の自作農主義の立場から見ても、かりに過渡的に借地農業を認めるにしても、この借地農業のゆるやかな状態をそのままに容認していいのかどうかという点は、農地法の議論としては非常に問題である。それは、なおかつそれを乗り越えてなぜこれをやろうとするのか。つまり借地農業の存在というものは、中期でやるのか、長期展望の場合でも固

定的にそういうものが存在することを容認するのかどうかという、私が冒頭に質問した問題と関連をした法改正の内容にもなるわけですね。その辺のところはどうですか。

○中野政府委員 今回、農地法の大原則でありまして小作地の所有制限をかなり緩和しておるわけでございますが、そのねらいとしておりますのは、自作農主義を、これはきょうもいろいろ御議論がございましたわけでございまして、そういう耕作者が土地を持つということが望ましいことはもちろん前提にしておるわけでございまして、現下の農業事情から見まして、かつ離農しようとする農家が離農しやすいようにといった場合に、必ずしもその農家は土地を売りたいかという場合もございまして。その場合に、いまの農地法によりまして、外へ出ればこれは国が買取してしまふということになるわけでございまして。なかなか売らない、村の中でじっとして荒らしておくとする農家がございますので、新しく離農しようとする農家について、御指摘のように親子二代の例外的な小作所有を認めたわけでございまして。

その他の問題につきましてはかなり政策的な判断をしておりました。農協の経営委託の場合あるいは生産法人にいわば預けた場合、それから合理化法人に預けた場合、これはむしろ預かったほうといえますが、借りたほうはその農地を経営する、いわばある場合には公的の管理にわたる、その土地自体は非常に有効に使えるという判断から、そこへ預けていくような農家につきましては所有制限はしなくていいのではないかとというふうな政策的に判断をしたわけでございまして。

○角屋委員 そうなると、私が最初ご質問しておつたように、自作農家とグループ農業のいずれかに構造政策上のウェイトを置くのか、こう言うのと、農業基本法もこれあり、いわゆる自作農に基本を置きながら、補完的にグループ農業で構造政策を進める、こう答える。ところがいま言った第七條の第一項第二号から第十六号までの所有制限の

例外をなぜこういうふうにつくったのかと言
と、グループ農業に土地を提供していくのは構造
政策上に大きく貢献をしておる、したがってこれ
はゆるやかに考えたいというべきでないか。これは何
も、個別経営に対して地主、小作の関係を望まし
いと農林省が考えるような小作に対して、農地が
いっておるかどうかということは別に、い
ゆる個別経営として自立農家を考えておる、そう
いうことにこれからは誘導したい。こちらのほう
はきちっとしておいて、いわゆる補完的と構造政
策上は言っておくところのグループ農業のほうに
対しては、それは面積はどれだけあってもそれは
認めようという説明は、私は最初ごろで質問
を展開しておいたのといまの質問の結び合わせを
考えてみると、これは首尾一貫していないのです
ね。私は、少なくとも第七条の第一項の二号から
十六号までの、一つの農家が小作で提供してい
く、そういう面積の全体についてはやはり一定の
規模で押えるということが必要だろうと思うので
すね。そうでなければ、これは専門調査室から出
ておる参考資料の中でも提示しておるうちに、資
本力を持った者が相当に農地を大量に取得をし
て、そしてこの例外規定でもってそれを預けてお
いて地代をかせぐということだ、決してでき
ないわけじゃないということもあって、この例外
規定というのを、当面のグループ農業の価値判断
と、経過的にも農協の委託経営というものを手法
として認めざるを得ぬということであるならば、
そういうものを出しておる二号から十六号までの
全体的な問題を、特にその中で、全部でなく
も必要な項目については合計面積としてやはり
チェックをすることがなければ、当面、昔
のような地主制が台頭するということは直ちに
あり得なくて、こういうものの存在を通じて地代
をかせぐいわゆる地主というものが全然発生し得
ないということに断言はできない。これは十年
十五年後の問題として考えてみれば、再びそうい
う方向に行き得る。ことに今後の農業政策の方向
というものが、多くを論じませんけれども、第一

線の農民諸君からいえばきわめてシビアな条件と
いうものが予想されてくるという中からいえば、
こういう農地法の改正を通じての統制小作料が小
作料としてはゆるむ、借地条件というものは有利
になる、さらにいって言ったような法改正を通じ
て、小作については在村、不在を問わず、この条
項からいえば相当な面積が持てる、それは制限は
ないというふうなことを結びつけてくると、本来
の農地法が所期した自作農主義から大きく後退を
していないというふうなことは私は断じて言えな
いと思うのです。問題は、そういう借地農業の導
入ということとは当面やむを得ざる問題である、こ
れを受け入れるとかりに考えてみても、なおかつ
第七条のこれらの在村、不在を問わず小作地とし
て大幅に認めていくという点については、き
ちんとしたチェックが必要である、その面積をど
ういうチェックに押えるか、あるいは年限的なも
のを考慮するかという問題は、これは十分検討し
なければならぬというふうには私は思う、このま
まの改正でよろしいというふうには私は農地法の性
格として考えない。その辺のところはどうです
か。

○中野政府委員 先ほども申しましたように、当
面土地は売りたくはないけれども貸したいという
農家がございますので、それについて例外的に一
町歩まで、一ヘクタールまでは不在になりまし
ても認めるといふことにしたほかは、やはり先ほど
から御議論がござります生産法人にいたしまして
も、農協の経営委託にしまして、また保有合理
化法人が個人から借りましてこれを規模拡大をし
ようとする農家に貸してやるという場合でも、い
ずれにしてもそういう政策を優先をさせるとい
うことになりまして、私先ほど答弁申し上げま
したように、そういうところに預けておるものにつ
いては、昔のような地主、小作関係ではありま
せん。そうなりますと、たとえ借地であつてもよ
ろしいのではないかとこのようにまず考えられる
わけでございます。と同時に、予算面でもかなり
措置をしておりますけれども、一方で自作地化

をはかるといふことから農地取得資金等も大幅に
増額しておりますし、その中には小作地取得のた
めの金を用意しております。一たん貸しましても
また売ろうかという事態もあり得るわけでござい
ます。そういう事態になれば、当然自作地化をは
かるとも必要かというふうに考えておるわけで
ございます。

○角屋委員 自身で、午前午後えんえんと
質問するといふのもどうかと思ひまして、まだ内
容的にはたくさんあるのですけれども、大体私、
きょうは適当なところで質問をやめたいと思つて
おります。あと二、三点だけで、きょうは質問を
やめたいと思っております。

そこで、こういう農地法の改正、これは最終的
にどう取り扱うかは別として、こういう考え方を
ある程度取り入れたような形の法改正でやられる
ということになりますと、やはり農地法の運営が
適正にやられるかどうかというチェックは、法律
的にもきちっとした歯止めは、このままではいか
ないと思ひますけれどもそれはそれとして、指導
監督の立場からいっても、農林省はもとよりであ
りますが、果あるいは第一線の農業委員会、こ
ういふところの役割りといふものは非常に大きな
ことは当然なんです。

そこで、農業委員会問題についてもう多くを私
は触れませんが、例の標準小作料問題、あるいは
勧告権問題、あるいはまたその他和解の仲介問題
等々含めた農業委員会のこれからのそういうもの
を遂行するに足るような組織運営の整備という点
についてはどういふふうに考えていかれるのか、
あるいは場合によると借地農業のウエイトがある
程度増大するといふふうな想定のもとにおいて、
農業委員会の構成それ自身についてもやはり
法改正を通じて是正をするといふことを考えてお
られるかどうか。現実に農業委員会はこの法文上
からいっても、まあ資料をもちたところできい
ますと、一市町村で二委員会というのを設けてお
るところが最初は三百三十三あったのが、最近十
に減っているのですから、おおむね行政単位に農

業委員会ができておる、こう見てもちろん差しつ
かえないわけですが、この農業委員会の改
正に伴う法の適正運営について、構成なりある
は事務局、組織運営の整備なり、これはどうい
ふに今後考えておられるのですか。

○池田政府委員 農業委員会の運営につきま
して、従来いろいろこれは部分的だと思つてござ
います。批判があつたわけでございます。でもま
あこれにつきましては農地制度の扱いの問題が
らんでいたと思つてございしますが、たとえば
市街化区域内の転用の問題等いろいろ御批判が
あるわけでございますが、こういう問題につきま
しては転用面の形が変わつてまいりました。私
どもは基本的には農業委員会が従来のようなか
うでやりましても特に問題があるとは思はな
かたしまして、農業委員会の職員なりあるいは会
議員の方々が農地法の本来の趣旨に従つて適切な
断を下すという点につきましては、さらにこれは
十分その趣旨を徹底させる、あるいは研修等を行
ないまして、その知識の向上をはかるといふよう
な点は非常に必要ではないかという感じを持
つておるわけでございます。これにつきま
しては従来もやっておりますが、さらに今後の方
向といたしましてはそういう面の充実を期してま
いりたい、こういうふうに考えているわけござ
います。

〔三ツ林委員長代理退席、委員長着席〕

なお構成等の面につきましては、まあ大体私ど
もは現状においては日本の農業の農業者の代表と
いたしましてはまず適切な階層から選ばれてお
り、農業農地制度等につきまして判断を下す構成
といたしましてはほぼ適切な形になっているので
はなからうか、こういうふうな考えているわけ
であります。

○角屋委員 私はいささかにこれで議論しようと思
ひませんから次に移りたいと思ひますが、わが党
の田中君が質問した中でも適切に指摘した問題で
ありますけれども、今度の法改正、これは農協法

の一部改正にも関係があり、農地法にも関連することですけれども、農協が農地転用の問題にみずからやはり参加をするというこの問題ですね、これを農協法の恒久立法として法改正をするという点に私はやはり基本的な問題を感じるわけです。かりに、われわれがその農地転用をどう考えるかということは別にして、生産調整その他全体的な総合判断から水田を少しく当面減らざるを得ないという政策をおとりになるにしても、それは相当長期にわたるわけでは必ずしもあるまい。次官通達にしても暫定の基準でやろうとおるといふことから見ても、私は、農協法の恒久立法の中で改正するというよりも、いわゆる土地ブローカーその他の介在というものを避けるためには農民の立場に立つ農協のほうがよりベターである。本来はそういうことは必ずしも農協自身がやっていたいかどうかには農協法上から問題はあるけれども、当面の情勢からそれをやはり農協にもやらせざるを得ないだろうという判断をするならば、これはまあそういうことをやり得る臨時措置法的なもの、あるいは当分の間それをやり得るというような法の改正問題という形で処理すべきであって、そういうものを農協本来の中にこれをそのまま包含をして今後の農協の重要な仕事の柱にしていこうということは、私としては確かに賛成できない。これは臨時的なものである、いわゆる諸般の情勢から見た農協にもやらせようというそういう受けとめ方の改正として取り扱うべきものじゃないかというのが私の基本的な考え方でありまして、今後とも法改正の中でこれをやらし得るという積極的な気持ちというのは農林省自身にあるのかどうか、その辺はどうなんですか。

○池田政府委員 転用農地の扱いの問題でございしますが、暫定的な措置として考えるべきではないか、こういう御意見でございしますが、私もやはり農地を転用いたしますという事態は、これはかなり将来も続くのではないだろうかという感じを持っていてるわけでございます。こういう事業を認め

めました趣旨は、ただいまもお話しございましたが、基本的にはやはり農地のスプロール化というやうなものを防止をしたい。農協がそういうことをやりますれば十分あとの土地の農業的な利用も確保しながらやっているといたしてございしますから、むしろ農協にやらせるのがよろしい、こういう判断でございしますが、どうもそういうような事態というものは、たとえばここ五年とか十年で終わるというふうには非常に考えにくいのではないだろうか、こういうふうにお考えになっておられるわけでございます。

なお、これはやや制度面の技術的な問題になるわけでございますが、かりに暫定的に認めるということになりましたと、農協がそういう事業を始めて一つ一つの基盤ができるわけでございますから、それをある時点で切断をするというのは実際面においても非常にむずかしいのではないかとこの感じを実は持っているわけでございます。

○角屋委員 そういふ答弁にもかかわらず、なおかつ、これは相当な期間にわたってそれが必要である、したがってそういうことを考えれば、恒久立法の中にそれを加えるということも何ら差しつかえないという御意向だろーうと思ひますが、恒久立法に加えることによって農協が農地転用を取り扱う、そういう仕事がビルドインするという形、農協のこれからの将来展望というものを考えてみると、農業の事業の中で生産活動なりあるいは農民に対するいろいろな農政上の世話役活動というものが、いま新しく加えようとする当面のいわば経過措置として、過渡的な問題として、農協を加えるほうがよりベターであるという政治判断でとらうとするこの種問題について、これを導入することによって農協の性格そのものにやはりゆがみが来ないか。この種土地の問題というのは、言うまでもなく日本の条件においてはなかなか公明正大というわけにいかない条件というのがこれは神さまでない限りあり得るのです。したがってそういう点から見て、私自身としてはやはりこの問題を恒久立法に加えるということについては基

本的に農協の性格から見ても問題がある、こういうふうにお考えしておられるわけでありませう。

たくさん議論をすれば問題がありますけれども、午前来たいへん長時間にわたって私自身の質問に時間を与えられたことに感謝をするという気持ちで、とりあえずきょうの質問はこの程度で終わらせていただきます。

○重野委員長 津川武一君。

津川君に申し上げますが、時間進行をお願いします。

○津川委員 今度の農地法改正の第一の問題は、土地の効率的利用をはかるということでございます。そこで、土地が効率的に利用されてない部分

がどこにあるかということでございます。たとえば、都市近郊で、地価が上がり、土地を資産的に所有しているために農地として使われていないのがどのくらいあるか。もう一つは、鉱山や製造工場などの廃液、そうした公害などによって土地が効率的に利用されていない部分がどのくらいあるか、災害のために農道や排水などがつぶされて、農地として効率的に利用されていない面積がどのくらいあるか、過疎のために農地として使われていない、非効率的になっている部分がどのくらいあるかなどというのを聞いてみますが、時間が制限されたので、このうちで、公害によって

いる部分がどのくらいあるか、これを復旧させるにどんなことをしているか、まず答えていただきます。

○中野政府委員 公害によりましてかなり農業が被害を受けておりますが、われわれのほうで、四十年に被害の調査をいたしました。これによりまして、被害面積は、合計いたしまして十二万六千七百一十一ヘクタール、八百九十八地区になっております。その中身は、鉱山によりましてのが三万三千九百三十二ヘクタール、それから工場関係が六万八千六百七十六ヘクタール、都市汚水が一万九千八百二ヘクタール、その他ということになっておりますが、なお、その後の公害の状況も進んでおりますので、四十四年度においても一度調査を現在しております。

これに対する対策をいたしましては、御承知のように経済企画庁のほうで、公共用水域の水質の保全に関する法律によりまして水質基準というのをつくって、これに合致するように指導をしております。農林省といたしましては、そういう水質汚濁によりまして場合には当然原因者が補償すべきでありますけれども、不特定多数でなかなかできないというふうな問題もございますので、四十五年度の予算からは、かんがい排水施設を新設したりあるいは改良をしたり、または客土をするというふうな意味で、水質障害対策事業というふうなものも新設をいたしておるという状況でございます。

○津川委員 過疎のために非効率的に使われている面積はどのくらいあるか。これは局長に答えていただきたい。過疎に対する対策は、次官がかなりしゃべりたがっておりますから、ひとつ次官に答えていただきます。

○内藤説明員 いま先生お尋ねの、過疎のために効率的に利用されていない土地というのは、調査の基準と申しますか、効率的に利用されていないという基準ははっきりいたしませんので、厳密には申し上げられないのでございしますが、昭和四十年現在で、一定の概念、これは最近の五年間の人口の減少率が一〇%以上、それから財政力指数が

○四未満というふうなことで一応過疎市町村というふうな考えられます市町村を全部拾い上げてみますと累計いたしますと、その市町村内に属しております耕地面積というのが大体百万ヘクタールというふうに相なっております。

○渡辺政府委員 過疎地域での農地の効率的な利用をはかるためにはどういうふうなことをするか、こういうふうな御質問だと思ひますが、先般来民党では、過疎立法というのをつくって提案をいたしたわけでありませう。これは、一口に申し上げますと、人口が年間二%以上ずつ減少してそして五年間に一〇%程度減少する、それから財政の基準指数が四%以下、こういうふうなところを過疎地域というふうに規定をしたわけでありませう。

が、その地域に人口が減って都市に集中すること
も困るし、それから、何か人口の減らないような
手当てをしようと思つても、財政能力がない、こ
ういうようなことでもございますので、そういうよ
うな地域に対しては、たとえば特別な融資をする
とか、あるいは同じ道路や港湾やいろいろな仕事
をやる上においても、それらに対して補助率を一
般の地域よりもかさ上げをして事業がやりやす
くするとか、あるいは無医村地帯というのに対
して県が責任を持って医者を駐在をさせるとい
うようなことなどが書いてあるわけでありま
す。一口に申し上げると大体そういうことであり
ます。

○津川委員 過疎地域に対して、もう少し具体的
に聞いてみます。
一番困つてゐるのは道路です。たとえば高
知の足摺岬の突端あたりに乳牛があるのですが、
その乳牛を運ぶ道路がない、こういう状態です。
特にひどいのは、冬季間の道路で、これは雪
がたふさん降り、雪解けがおそくなつてゐるた
めに、北海道ではもう予定しておつた飼料が、サイ
ロの分が使われてしまつて、運べない。それか
ら、雪消えが非常におそいために牧草の伸び方が
非常におそくて、これもまたたいへんになつて
ゐる。それから、北海道や、青森や、岩手の一部
では、ふぶきのために、雪上車がなければ牛乳が
運べない。こういう季節的な過疎があるわけ
です。

○中野政府委員 農家の伸展あるいは農村の環境
整備の点で、道路整備というのは非常に重要であ
るといふことは申すまでもございせん。先ほど
角屋先生の御質問のときも私もお答え申し上げたわ
けでございせんが、土地改良長期計画を改定する
際の最重点と考へております。

そこで、現状でございせんが、農業関係で農道
といわれるものは大体五十万キロくらいござい
ます。その大部分はまだ改良されておられません。
それから、町村道につきましても、町村道は七
八十万キロあるかと思ひますけれども、そのうち
の二十数万キロは農業関係が主として使つてお
ります。

○津川委員 道路に次いで問題なのは、今度は通
信、連絡なんです。過疎において患者が出た場
合、電話があるかないか、これが非常に重要な問
題です。現に岩手県の西根町にミルツブランドが
できてゐる。こうして各戸に連絡するにつれて
も、連絡施設、通信施設が非常に大事なことに
なつてゐるので、過疎において、特に二、三十戸
という集落に対して、電話をどうするか、具体的
に答へていただきたい。

○池田政府委員 電電公社からお答えすべきもの
だと思つてございせんが、私も承知してお
ることを申し上げます、的確に過疎地域にどの
くらい電話が架設されておるかというところは実
はつきりしないのでございせん。ただ想像いたし
ます一つのあれといたしまして申し上げますと、
現在加入公衆電話の中で町村部に設置されてお
りますものが一五%程度でございせん。農村は大体
町村部に当たるわけではございせんが、その中で
さらに過疎地域の分が、たとえば一割とか二割とか
いうものだと思うわけではございせんが、いづれに
いたしましても非常にそういうものは少ないとい

うことは間違ひなからうと思ひます。
○津川委員 次は医療ですが、次官が医者のこと
を話したのですが、僻地に行く医者はまずないで
すよ。そこで農林省が持つてゐる保健婦、この活
用が——保健婦はやはり僻地に行く一つの星で
ある。保健婦の配置を適正にする、増加するとい
う方針があるのかどうか答へていただきます。

○中野政府委員 いま農林省の持つてゐる保健婦
の配置の問題でございせんが、実はこの点につ
きましては、農林省の保健婦と申しますのは開拓地
に保健婦を置いておつたわけではございせん。それ
は約三百人でございせん。ところが御承知のよう
に四分の一世紀が開拓を始めてから進みまして、
大体公共事業その他の特別の開拓行政としては終
つてきたわけではございせん。そこで四十五年度
からはその保健婦を厚生省に移管をするというこ
とに決定をしたわけではございせん。ただ御承知の
ように、開拓地はいま御指摘のように過疎地帯で
ありあるいは僻地でございせん。そこで当面すぐ
厚生省に配置転換したりすぐ県庁所在地に行つて
しまふということではなくて、引き続き市町村の
役場なりあるいは保健所なりあるいは開拓農協に
駐在をさせるということでは厚生省と話をづけま
して、開拓地中心に駐在をさせるということに
しております。

○津川委員 今度の農地法の改正で第二の問題
は、農地所有の上限をなくしたこと、雇用労働者
の制限を撤廃してきたことです。そして借地農業
をふやしていくなどという大規模な経営をつく
ていくということになつたわけですが、先ほどか
ら問題になつたのですが、具体的に聞きますと、
日魯漁業がトマト加工に委託経営させて、技術の
指導能力が非常に高いのです、トマト栽培の。こ
ういふ場合に大規模な土地を所有することができ
るかどうか。

○中野政府委員 いろいろなケースが考えられる
かと思ひますが、現在の農地を日魯漁業という株
式会社が買うといふことは農地法上できません。
改正をいたしましてもできません。おそらくそ
ういふ場合に日魯漁業がやれますのは、自分で山を
買ひまして開墾をするといふことは可能でござ
います。それからまたトマト加工の施設をつくるた
めに農地転用の許可を受けるといふことは可能で
ございせん。大体そういうことにならうかと思
ひます。

○津川委員 これから日魯漁業が土地を自分で
前で購入したときに百町歩、二百町歩と持てるか、
こういうことを許すか許さないかといふこと
です。
それから非常に日本の資本が大きく乗り出
して、たとえば三井物産はインドネシアに八千ヘ
クタールの現地トウモロコシの委託経営をやつて
おるし、農協と合併して四千ヘクタールなどとい
うのを現実に計画を進めておるわけですね。それ
から石川島播磨重工業、東芝などというものは四
三万ヘクタールをインドネシアで開発して、三
百トンのトウモロコシを輸入する計画を進めて
おるわけですね。こういう人たちが日本内地で土地
手にかつたときにいかにめづるかいなめづるかい
か、こういうことです。これはひとつ農林政務次官
にお答えいただきます。

○渡辺政府委員 ただいま農地局長からお話を
したとおり、そういうような資本が農地を取得す
ることは改正後でもできない、いままでも同じ
であります。

○津川委員 みずからの手で土地を購入したと
き、もしくはみずからの力で開墾をした場合に持
てるかどうかといふこと。
○中野政府委員 先ほど申し上げましたように、
また政務次官から御答弁ありましたように、現在
の農地を株式会社が取得することはできません。
ただ現在山林原野は何らの統制がございせん
で、もし大きな会社がそこを買つて農場をつくる
といふことは可能でございせん。

シップをとって、価格の安定と同時に生産の合理化を推進していく、こういう趣旨のものでございまして、そういう考え方は最近かなり強くなってきたとおもいます。ただ問題は、まだ必ずしも軌道に乗っておりませんので、それを軌道に乗せることが問題である、こういうふうに思っております。

○津川委員 農協の企業化に伴って大きい金額をかせぐ仕事に職員は奮励されております。職員は皆農指導ではなく、商人化し、こういう例が出てまいります。自動車を一生懸命農民に買わせる、カテーテレビを買わせる。ある農民はこう言っています。三年前に脱穀機を買ったのに、去年はバイナダーを買わされて二十一万何千円とられた、来年は今度はコンバインじゃないか、こういうふうに出しているわけですが、ここに商人根性がまる出している。そのことがどういふ結果になったかという点、今度農協が全国中央会と中央学園というのをつくって、そろばんとか、そういう商人の知識を教える、こういうことに乗り出してきたわけなんです。いままで皆農指導面を置いていた短期大学を閉鎖する、これは私非常に露骨なあらわれで、いま農政局長の言っている方向と非常に反すると思うのですが、こちら辺に對してどう考えているか、もう一度答えていただきたい。

○池田政府委員 いま全国中央会といたしまして、中央学園というものをつくりまして、職員の養成等をそこでやろう、それに関連がございまして、従来ありました短大の閉鎖という問題があるわけでございます。私も先ほど御指摘のありました農協が一部非常に企業主義といいますが、そういう面があるという事は、実は全くそういうことではないとは言いがたい、いまおあげになりましたこの問題は、ちよつとその問題とは違つて、むしろその本来の趣旨に合った職員の養成をするという趣旨からいたしまして、これは農協の

中の問題でございますけれども、従来の短大よりか、むしろ全中が直接その一部として農協の職員の養成をするという中央学園のほうがより適切である、こういう判断をしておるわけでございます。それは全国中央会として、いまおあげになりましたような趣旨の人間を育てようということでは必ずしもなくて、本来の農協の目的に沿つた職員の養成をしたい。こういうことで、そこいらについてはまた別途いろいろ意見があるわけでございますけれども、私も、そういういまの企業的な発展とは直接は関係ないというふうに考えておるわけでございます。

○津川委員 約束の時間が来ましたから、これ一問で終わりますが、大資本が日本で大きな土地を開墾していきける可能性については、農林大臣に質問してみたいということを保留して、次の一問で終わります。

そこで、農協の職員たちは皆農指導をやりたいと言っている。そこで農協を民主化し、農民本位のものにするためには、優秀な職員が心おきなく仕事ができるようにならなければならないのです。が、職員が商人をやらされるのと、もう一つは賃金が低いので、優秀な職員がかなりやめております。賃金の面を比べてみますと、四十三年から四十四年にかけて、電機産業では五万円から四十四年にかけて、金融面でも四万円から三万円まであります。金融面でも四万円から三万円まであります。食料関係で三万円をこしているのに、農協、農協の職員の平均賃金は、二万四千七百四十一円、県連の職員が三万三千九百八十九円、こういう状態であります。ですから、皆農に意欲をなくして、農協が民主化されていかなくなるし、脱農化していく。ここで農協の職員を安心して農協につかせるようなかっこうでの待遇改善に対する農林省の指導方針を伺つて終わります。

○池田政府委員 農協の職員の待遇の問題でございますが、私も、私の理解では県連の職員あるいは全国連の職員につきましては、たとえば公務員と比べてもそれほど大きな差異はない、やや

それに近い状態にあるというふうに考えているわけでございますが、単協の職員につきましては御指摘のようになり低いわけでございます。将来事業を発売にやるためにはやはり職員の待遇改善が必要でございますが、そのためには私もやはり農協の経営基盤を強くするというのがまず第一であるというふうに考えているわけでございます。従来単協の合併を進めてきたというののもそういうこととつながりがあるわけでございます。いまは、やはりそういう合併をさらに促進をするとかあるいは事業内容の整備をはかりまして、もう少し待遇の改善ができるような基礎をつくるということがまず第一、それからあとはやはりそういう実態をよく農協の理事者の方に認識をしていただいて、そしてその改善をはかるように努力をしていただくということが必要でございますので、私もそういう方向では努力をいたしたいと考えております。

○草野委員長

次回は明一日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時五分散会

昭和四十五年四月十四日印刷

昭和四十五年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局